矯正図書館

監獄基礎欲確立須國庫支辨斷行



監獄雜誌

第九卷第二號

目錄

●論說……（一頁）
●懲戒規則（第一回監獄茶話會席上に於ける演說大意）……小河滋次郎君
●條件附裁判（即ち刑の執行猶豫）……留岡幸助君
●未成年犯罪者及其救治策……同上
●海外通信……山本德尙君（一五頁）
●獨逸「ミッテルマイヤ」氏より留岡幸助君書翰
●特別寄書……（一六頁）
●罪囚の種類及犯情に就て（第一）……申村襄
●雜錄……（二一頁）
●監獄巡閱官に就て（洋々散士）●巡查看守にして俸給支給方に就て●「ヘルチロン」氏身體測定法（寫眞版挿圖）（寄書生）●領置金品の取扱に就て●判任官の昇級に就て
●通信……（三三頁）
●英領香港監獄事情在盤灣總督府山上義雄氏目擊工務彙報
●寄書……（數件）
●問答……（數項）
●雜報……（四九頁）
●在監人に宛てたる小包郵便物取受の義に就て●傳染病豫防救法に從事したる監獄官吏に手當金支給の件に就て●看守給與品及貸與品規則の實施に就て●改正服制中看守見習の襟章に就て●囚人及刑事被告人押送規則●假出獄監視假免副申書は廢止せられたり●監獄局と監獄との交渉●新傳局長の送迎●會議會場に備ふる十一年追加豫算提出の議に就て●富山縣監獄署員の獄務研究會●典獄の巡視報告●三池集治監看守の貯金
●譯……（五八頁）
●「ジューケン」氏の行刑學に序す……留岡幸助
●「ジューケン」行刑學（第一回）……賽川堂主人松尾音次郎
●外國語學……（六三頁）

警察監獄學會發兌

矯正図書館





東京集治監監獄典獄
長屋孟又輔君肖像



北海道空知分監長
畑一嶽君肖像



富山監獄典獄
木名瀬禮助君肖像

猶興舍印行

岳洋小河滋次郎先生序
英國多羅句先生原著
霽月松尾音次郎先生譯

○刑罰及犯罪豫防論 附 出獄人保護論

菊版大本五百頁
上製金八十錢郵稅十二錢
並製金七十三錢郵稅十錢

全壹冊

社會問題ハ今や世人の最注目となれり就中刑罰及犯罪豫防問題ハ最緊急の要物となれり大赦減刑仝執行の結果としてハ層一層世人の注目する處となり出獄人保護事業ハ各地志士の設計企畫あるに至れり此種事業の參考書を要すると極て急なり時に本書ハ英國斯道の學者として又斯道の改良論者として英名高國に雄飛する多羅句氏の近著にして實に志士の要求を滿足せしむる參考益書たり然れども本篇頗る鴻卷なるを以て適ゝ抄錄摘譯したるものを見るの外なく予輩大に慨みとし請ふて全篇を精譯し出版の擧をなせり惜むらくハ斯道の考究家未だ多からざるを以て僅々需用の員數に當てゝ五百部を限り印刷に附し若干冊を以て諸君の清需に應せんと欲す乞ふ至急に申込あらんことを

北海天福堂主人編

○立志美談

全壹冊

定價金三十錢
郵稅四錢

四人看讀の用に供する書籍にして未だ好良のものなきは當路諸君の常に憂とせらるゝ處予輩亦夙に之を慨とし曩に在北海の教誨師徽峯留岡君、霽月松尾君、長陽阿部君、聚堂大塚君、濃川水崎君等の講演せられし教誨にして今古人の傳記其美談を編纂し以て本書を刊行せり、又、平假名を用ひ且つ多くの細畫を挿めり、四人看讀の用に適せりと信ず、素より四人のためにのみ筆を取りたるに非ざれば或は家庭に或は職工場に備へ自助立志の奬勵となして可なり、各府縣監獄署既に圖書に備へられたる向多し、又予輩仝は目下休刊せり、該書の愛讀を申込るゝ諸彦には代るに立志美談を以てせられなば或は御需用に應ずるとあらん先さに刊行せし

敎誨叢書

大賣捌

東京市神田區南神保町八番地　出版元　原醒社
同京橋區出雲町一番地　警眸書店
同神田區一ッ橋通町七番地　有斐閣書房

矯正図書館

内務省監獄事務官　小河滋次郎君序
三重縣參事官法學士　浦太郎君序
警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及內外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閲を經たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み內地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんと切望に堪へず

●ポッケット入小本
●紙數四百餘頁
●舶來上等紙
●本綴惣クロース
●定價一部三十五錢
●金字入
●遞送料一部金四錢

●豫約法

一豫約減價一部前金三拾錢
一豫約部數の外若干の殘本あり此際至急御申込の向は豫約減價を以御需要に應ずべし但本書は最早再版に付せざるを以て折角御申込を得るも殘本の外は御謝絶申上ぐべし

明治三十一年二月

一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

警察監獄學會

矯正図書館

前内務大臣 伯爵 樺山資紀 公題辭

改正條約實施準備委員長 内務省警保局長兼監獄局長改正條約實施準備委員 寺原長輝 君序

茨城縣知事 小野田元熙 君序

前内務省參事官 前政務調査委員 德富猪一郎 君序

内務書記官兼法制局參事官改正條約實施準備委員 有松英義 君序竝校閲

衆議院書記官長 内務省參事官 平岡定太郎 君序竝校閲

内務省監獄事務官 小河滋次郎 君序

警保局保護課長 牧野誠 君跋

警察官教科書

憲法 行政法
刑法 刑事訴訟法
裁判所構成法
警察法規

内務省警保局兼監獄局勤務 新居友三郎 君著

菊判四百五十頁
用紙和製上等
春クロース金字入美裝

正價金七拾五錢豫約者に限り前金五拾錢 東京市外全國運送料一冊金八錢

●官廳の申込に限り●
●前金を要せず●

代金は郵便爲換を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛を以て着本の上直に御送金相成たし但郵便爲換は四谷郵便支局に限る

再版製本出來明治三十一年二月十日申込順を以て送本す

監獄雜誌第九卷第二號

論說

●雜感數則（第一回監獄茶話會席上に於ける演說大意）

小河滋次郎君

世界の監獄は如何に進歩しつゝある乎、歐米監獄界の進歩は我が日本人の想像せしよりは意想外に長足の進歩をなせり、歐米監獄改良の特質の一とも云ふべきは監獄改良に盡瘁するものは啻に當局者たる政府の官吏たるものゝみならず、民間の有志者たる人にも又大に之が進歩を促すに力を致せり、之れ我國に見る能はざるの一顯象たり、我政府の監獄改良に對する感情の冷淡なる實に驚くべきものありて存す、吾人同士の者も素より熱心或は足らざる所あるべしと雖政府の監獄改良に對する頗る冷淡なり、歐米の監獄改良家中には政治家あり、宗教家あり、實業家ありて其要素たる社會民人の何れの部分よりも之が改良に盡瘁するなり、歐米にありては所謂慈善家なるものありて社會有益の事業に献金すること我國の比にあらず、この慈善家なるものは學者にあらず、政治家にあらず一種高尚なる人物にして巨万の財産を社會公共の爲に捧げて少しも惜む所なきなり、これ我國に於ては稀に見る所なりと雖歐米にてはこの種の人に乏しからず、これ我國の監獄改良と歐米の監獄改良の一大差異ある所以なり、

留岡君の話されたる條件附裁判の鼻祖とも云ふ可き、ファーザー クック氏の如き人物歐米にては頗る多し、而して彼等慈善家は惡少年、犯罪者、孤兒、貧兒、無告の人類の爲に時間を費し、金錢を投じ、必要



京都府典獄神谷彦太郎君



神奈川縣典獄若山茂雄君



石川縣典獄白井助之進君



鹿兒島縣典獄鈴木和介君

矯正図書館

あれば生命をも犧牲に供して少しも意とせざる一種高尙なる人物あり、飜て我國の富豪家を見よ、彼等の爲す所如何ん、或は土地を買取し、或は別莊を建て、或は藝娼妓に戲れ、財産家たるが爲に其金錢を泡費して社會に害毒を流すこと蓋し少々ならざるなり、歐米人と我日本人とは何故に爾く一大差異を生ずるやと云ふに彼等は社會の活力たる宗教を有し、我等はこの宗教を有せざるによらずんばあらず、吾人の考察する所に誤謬なかりせば吾人の企圖せる監獄改良は之が動力（モーチーブ）たる宗教の力に俟たざる可らず、宗教は人生必需のものたり殊に我監獄事業には欠くべからざるものなり、諸君若し斯事業を完成せんと欲せば活力ある宗教を信せざる可らず、

余は一步を進めて歐州各國に於て觀察したる二三の事實を開陳してこの演說を結ばん、

第一　惡少年の改良　現今歐州各國にて留意すべき監獄問題頗る多しと雖惡少年の改良の如きは最も志士の耳目を惹けり、惡少年を改良するは取りも直さず將來の犯罪人を改良することたれば最も注意して研究すべき問題なり、

第二　未丁年犯罪者の改良　惡少年の改良とは良家の子弟にして犯罪の傾向あるものを未發に改良する事業にして之と反して未丁年犯罪者の改良は既に刑法の制裁を受けたるものを改良することなり、我儕未丁年犯罪者の改良に力を致さずんば監獄改良は全備の域に進む能はざるなり、

第三　再犯者　犯罪の增加することは再犯の增加することにて、再犯の增加は監獄の不完全なるが爲なり、其故に先きに留岡君の話されたる如く條件附裁判の如き方法を設けて入監せしめざること必要なり、然れども一度び入監したる以上は可成的監獄を改良して彼等犯罪者を改良することに盡力せざる可らず、實際に就て研究する時は歐州にても矢張り短期刑囚頗る多し、以是監獄改良に必要なるはこの短期刑の囚徒を改良するに即ち再犯を減少する所以なり、この短期刑の弊を一掃せんとならば之に代用する一法を發見せざる可らず、其一法とは即ち條件付裁判即ち刑の執行猶豫の如きは最も妙を得たるものなり、歐洲の監獄學者茲に着目すること頗る深し、

又歐洲にては流刑の如きも大に論議せらるゝ所あり、內地に數多の囚徒を拘禁せんよりは寧ろ之を絕海の孤島に送るに如かずとの論頗る喧騷たり、何れ如斯問題は我國に於ても將來大に論議せらるゝ日來らん今日幸に此所に諸君と會合したるを機として余は少しく刑法草案のことにつき語らん、

刑法草案

刑法草案既に發表せられたれば余は諸君にこの草案を閱覽せられんことを希望して止まず、この草案中には利害得失參差相錯綜すれば利のある所は之を利とし害のある所は之を害ありとして研究せざる可らず、懲役と禁錮　草案中利として見るべきは凡の刑名を懲役と禁錮の二つに區別したること是なり、懲役とは凡て作業の附帶せる刑を名けて云ひ、禁錮とは凡て作業の附帶せざる刑を云ふ、刑名簡は即ち簡なりと雖、作業の附帶せる刑に懲役てふ文字を用ひたるは當局者たるもの監獄の智識に乏しきことを証するに足らずや、懲役とは如何にも恐ろしき名にして赤衣を纏はせて苦役さするの義なり、この懲役の文字は文明的刑法には頗る不適當なる文字なり、監獄に於て在監者に作業を科するは必竟する所懲苦せんが爲にあらず、苟も人類の生存する限りは勞作するは天の惠幸、人類の權利義務なり、然るを作業に懲役てふ文字を用ひたることは當局者に監獄の智識なきことを明かにするにあらずや、監獄沿革史を案するに昔日囚徒を鑛山若くは土方船舶等に苦役せしめたる當時は懲役てふ文字は頗る適當なりしと雖文明的監獄の作業に奴隸を使役するが如き文字を用ゆるは頗る不穩當と謂はざる可らず、作業を囚徒に科するは恩惠的に出

矯正図書館

しものにて分房制の創見せられし當時は在監者に作業を科することなく單に懲苦することに務めたりしが今日の監獄は然らず、作業に懲苦の義を附帶せしむるは頗る不都合と謂はざる可らず、作業に懲苦の義を附帶せしむるは文明的の監獄にては曾英國と日本あるのみ、

年齡と責任問題　我國の刑法にては未丁年者にして犯罪せし時は十二才までは不論罪を以て之を處斷し、十二才より十六才までは情狀を酌量して罪を問ふことに規定せられたり、然るに刑法草案には十才までを不論罪となし、十才以上は情狀に由り之を罰することに規定せり、各國に於ける責任年齡は獨逸にては十二才まで、佛國にては十四才、なり、年齡と責任問題は萬國刑法會議にても之を十六才までと議決せり、然るに我が草案にては之を十才とせしは甚しき誤謬ありと謂はざる可らず、此等のことにつきては實際諸君は幼年囚を取扱はれしことあれば十分の經驗あるを信ず、幼年者の犯罪することは教育せざるを以ての故なり、幼年犯罪者の犯罪せし上より見る時は智識あるが如しと雖實際は然らず、其故に監獄醫幷に實務に從事せらるゝ諸君は未丁年犯罪者につきては十分に研究せられんことを望む、然るに刑法草案には未丁年犯罪者の取扱につきては少も顧着せざるもの〻如し、

加之刑法草案は監獄制度につきては注意せざるも甚しきものあり、文明國の刑法には分房制若くは雜居制につきては必ずや何等かの規定あり、然るに我刑法草案は此等のことにつき少しも顧着せざるなり、完全なる分房監に一ケ年拘禁するのと雜居監に一年拘禁するのとは大なる相違あり、假令刑法が如何に改正せらるゝも刑を執行する機關即ち監獄の改良が之に伴はざる時は刑法の改正は更に益する所なきなり、以是吾人は如斯會合を機會として大に監獄上の智識を蓄へ立法者たる當局者の欠點を補綴せざる可らずと信ずるなり、

（完）

●條件附裁判即ち刑の執行猶豫（同上）

留岡幸助君

常に余が胸中を出沒して止まざる一問題あり、監獄は公益を爲すこと多きか、將又害毒を釀生すること多きかの疑問是なり、博士デニス氏曾てブラッセルに開設せられたる人類學大會に於て演說して曰く

過去二十年間に於ける犯罪の增加は二倍强なり、

と犯罰の暴殖するは文明の進步に隨伴して愈々多きを加ふるもの〻如し、而して之が增加の原因素より一にして足らずと雖其最大原因の一とも云ふべきは監獄の不完備なること是なり、否寧ろ犯罪者を拘禁するに監獄てふ一種の行政機關を設けたることも是ならざる可らず、事の全局より之を洞察するに千人若くは二千人の犯罪者を同一の場所に拘禁してこの內より善良なる者を選出せんと欲するは抑々事理に背反せるなからんや、境遇は人を造る上に於て偉大の勢力ありてふことの眞理なりせば最惡の境遇より善人を選出せんとするは抑々又その根本に於て誤れるなからんや、この原理に道理ありとせんが犯罪者を改良し、犯罪を減少せんと欲する今の刑法は其根本的に誤謬せること明かなり、

之を監獄沿革史に徵し、之を最近世界の大勢に鑑みるに犯罪者を監獄に拘禁する而已を以て犯罪を減少せんと欲する畫策は書餠に屬せるもの〻如し、我內務省調製の統計によれば犯罪者の百分比例の七十若は七十五は再犯及再犯以上のものなりと、伊太利の刑法學者ファリ氏の名著刑事社會學に（Criminal Zoeiology）掲げたる統計に據れば歐洲各國復犯者の比例は左の如し

矯正図書館

英國、一千八百七十一年犯罪人百分比例（初犯 三十八、再犯 十八、三犯 四十四）

スウエーデン、一千八百七十一年同（初犯 五十四、再犯 二十八、三犯 十八）

佛國、自一千八百二十六年未決因至一千八百七十三年百分比例（初犯 四十五、再犯 二十、三犯 三十五）

伊國、一千八百七十年　同（初犯 六十、再犯 三十、三犯 十）

普魯西自一千八百七十八年犯罪人至一千八百八十二年百分比例

	重罪	輕罪
初犯	八三、二	一、八六
再犯	十二、五	二十、一六
三犯	三、一	十六、五六
四犯		十、四六
五犯		六、〇八
以上	十六 十六 十三 廿八	

フエリ氏の調査

	重罪	輕罪
初犯	八三、二	一、八六
再犯	十二、五	二十、一六
三犯	三、一	十六、五六
四犯		十、四六
五犯		六、〇八
六犯		五、二六

假之觀是惡境遇たる監獄に犯罪者を拘禁して改良の實を擧げんと欲するは油を以て火を救はんとするが如く其効や甚だ覺束なきものなり、殊に威嚇的要素を含蓄せる我が現刑法は其根本に於て誤謬しをれば之によりて犯罪者を改良せんとすること勞して功なかるべし、

刑に威嚇的分子を加味して編成せられたる刑法は最早や少數の刑學者を除くの外是認するものなかるべし、舊主義の刑法を辯護する者は二箇の托言遁辭を陳列して論戰を挑む、

第一、刑法の要素たる刑罰を恐怖する觀念は犯罪を爲さんと欲する者を恐嚇す、

第二、犯罪人を刑罰する觀念は罪惡に反抗して起つ道德的憤怒にして此感情は人類の自然に出づるもの

なり、

然れども此の論戰は吾人をして首肯せしむるに足らざるなり、刑は未來の犯罪者を威嚇せしむるに足ると雖も此は之れ過去の刑罰歷史に照して論證頗る薄弱なり、古來慘刑峻罰を以て犯罪者を處刑せしも犯罪者は益々增殖せしにあらずや、刑は將來の犯罪人を威嚇すとの論證は頗る薄弱なり、故に牢獄（ガンビョン）は變じて監獄（プリゾン）となり、監獄は變じて感化監獄（レホームトリー）となり愈々犯罪者を道德的に職業的に敎育的に改良せんとする時運に際會せり、彼れ犯罪者にして道念を喚發せられ、譽嚢を開發せられ、手腕をして自活するの道を敎へられたる以上は假令恐怖すべき刑罰を以て威嚇せずと雖も彼れ犯罪人は再び犯罪を繰り反すの至愚を演せざるべし、以是威嚇によりて犯罪人を改良せんとする刑法は吾人の信賴を牽くに足らざるなり、曾に刑法の根本的に誤謬たる而已ならず、犯罪者を監獄場裡に拘禁して彼等を改良せんと欲するは絕海の無人島に生育せしロビンソンクルッソーをして今日の文明的社會に活動せしめんとすると一般到底其目的を達する能はざるや明かなり、於是乎斯道に有識なる學者、湛能なる實務家は方向を轉じ新方法によりて犯罪を減少せんとするに至れり、これ即ち監獄改良の新紀元（ニウイーラ）と謂つべし、抑々監獄改良の新紀元とは何ぞや條件附裁判是なり、

條件附裁判の起原、　同裁判の起原は理論（セオリー）より發端を開始せずして實際に始りたるこそ奇妙なれ、一千八百七十年の初め佛國巴里の有名なる新聞記者にして社會學者なるエミル　デ　ギラーデイン（Emile de Girardin）なる人其日刊「自由」新聞に論して曰く

行刑の目的を以て建設せられたる監獄の拘禁は全然失敗せり、犯罪者を改良せんには實際上寧ろ之を敎

監獄雑誌　第9巻 第2号
矯正図書館

育するの優れるに若かず、於是乎監獄制度に一大變革を來たさゞる可らず、抑一大變革とは犯罪人殊に初犯者は之を監獄以外の塲所に於て社會民人の監督に委托せざる可らず、然り而して犯罪者をして日常の生活に適當せしめんと欲せば教育と規律によりて之を監督すべし、

と、然るに如此論文巴里新聞に連日掲載されしことは露程も知らずして今を距ること二十五年前即ち一千八百七十三年北米合衆國ボストン府の慈善家ファーザー　クック氏は犯罪者中には無辜、若は境遇の惡きより法網に觸れたるもの多きを思ひ同情の念津々として胸間に湧き禁ずる能はざるの結果毎朝ボストン法庭に出でゝ不運の犯罪少年、及狀情を酌量すべき初犯者を引受け自邸に於て之を監督せり、これ即ち條件附裁判の嚆矢たり、爾來クック氏の監督宜しきを得頗る成蹟良好なるを以て判事も犯罪者をクック氏に托するの利なるを知り愈々之を勵行するに至れり、

一千八百七十八年（今を距る二十年前）ボストン裁判所にては試驗官を設定するの議あり、最初の試驗官として遂にエドワード　サブエージを任用するに至れり、氏は前のボストン府警部長にして十四年の間能く試驗官として精勵し成蹟大に揚がる、條件附裁判の効否は十有餘年の長日月間之を實驗し大に其有効なるを認め一千八百九十一年マサチウセッツ洲各市各町に在る裁判所には必ず條件附裁判を執行する試驗官を任用するの議案通過し遂に之が法律を制定するに至る、

ボストン府中央裁判所在勤の試驗官は都合七人にして其の内一人は之が長官として全員を監督し、而して六人の下僚試驗官の一人は婦人にして女囚を監督す、

試驗官の職務は毎朝七時即ち法庭の開かる〻二時間前刑事被告人の罪狀を調査し條件附裁判を宣告するに足る者は之を判事に上申して判決の材料を與へ、既に刑の執行を命せられたる犯罪人あれば其の居宅に就きて謹愼の狀を視察し必要に應じて敎誨及忠告を與へ職業なきものには職業を發見して之を正業に導き、兎に角試驗官たるべきものは終始其友を以て任んずるにあり、若し又犯罪人の住居する塲所にして改悛上不適當なりと認る時は之を他に移轉せしむる等苟も改悛に有効なる方法ならんには之を執行するに猶豫せざるなり、故に條件附裁判に宣告せられたる犯罪者の百分比例の八十若は八十五は改悛の實効を奏せりと云ふ、

之を要するに條件附裁判の首腦とも云いべきは犯罪人を處遇するに惡境遇に置かす之を良境遇に移して以て改悛せしむるにあり、由來刑法の犯罪人を取扱ふや頗る冷酷にして機械的なり以是適正なる判決をなす能はず、加之道義的原則と刑法的原則とは往々撞着せしことなしとせず、然るに條件附裁判の發見ありて以來この撞着の弊害を矯正する上に於ては頗る有効なりと謂はざる可らず、古語や詩歌に曰はずや、

與二善人一居（ヲ）如レ入二芝蘭之室一久而自芳也、

與二惡人一居（ヲ）如レ入二鮑魚之肆一久而自殞也、

木の下を住家とすれば自から花見る人となりにけるかな、

野邊近く家居しをれば鶯のなくなる聲は朝な〳〵きく、

植へて見よ花のそだたぬ里もなし心からこそ身は賤しけれ、

必竟する所人の心は水の方圓に從ふ如く境遇の良否によりて善ともなり、亦惡ともなるなり、この原理是なりとせば犯罪者を處遇することにつき彼等を監獄内に拘禁する方法の失敗して之を監獄外にて處遇する條件附裁判の如き制度の成功するは蓋し怪しむに足らざるなり、

今や我政府條件附裁判の有効なるを認識し之を刑法草案に編入せり、此時に當り該裁判の利益たること幷

矯正図書館

に之が起原及有効なる理由を論述すること蓋し無益の勞にあらざるを信んずるなり、若し我刑法草案議會を通過して條件附裁判法律となる曉に於て最も注意すべきは之を執行する試驗官の人物如何なり、人物を得ざらんか良法名案も死文徒法となりて終んのみ、再び言ふ注意すべきは試驗官たるべき人物の如何にあり、

（完）

●未成年犯罪者及其救治策（同上）

緒言

山本德尙君

未成年犯罪者が歲月を追て增加し來るは世界通有の一現象也歐米諸國其原因は素より一樣ならずとするも犯罪人數の增加し又未成年犯罪者の增加しつゝあるとは露となく佛となく獨となく一也英の犯罪學者モリソン氏の說によるに佛蘭西に於ては十六歲未滿及十六歲以上二十一歲未滿の犯罪者が共に近年著しき增加をなし露西亞に於ては十四歲以上二十一歲未滿の犯罪者が人口增殖の比例よりも遙かに多數の比例を以て增加し獨に於ては一千八百九十六年より過去十年間に於て成年犯罪者の數二割五分乃至三割の增加をなすと共に未成年犯罪者の數は五割の增加をなしたりと云ふ其他オランダに於ては一千八百九十六年より過去二十年間に於て十六歲未滿犯罪者の數は二倍しベルシアム、ノールウエー、スウエーテン、スヰスランド、ハンゲリー、アウスツリヤ、イタリー等の諸國は法律の差異及犯罪に關する報告書の精疎等に由りて未だ精密なる數字を得る能はずと雖も要するに皆增加の傾向あるとは明也單り英國に至りては減少の現象を呈するが如しと雖も其減少の理由は一は刑期の改訂に在り一は感化學校及授業學校へ送るべき少年を入校前暫時入監しつゝありしことを廢したるに在るを知らば實際に於て未だ必らずしも減少したるにあらざるを知るべし米國に於ては移住民の流入、異人種雜居、異人種の在住其他種々の原因によりて未成年犯罪者の數英國よりも多しと云ふ今我日本國の現象を見んか

昨年前大審院長三好退藏氏が取調べられたる處によれば我國未成年犯罪者の增加實に左の如し

年次		年次	
明治十五年	九千十六人	同二十一年	一萬千四百三十八人
同十六年	一萬二千四百四十九人	同二十二年	一萬二千九百一人
同十七年	一萬二千六十一人	同二十三年	一萬九千九百六十三人
同十八年	一萬四千五百四十八人	同二十四年	二萬二千九百三十二人
同十九年	一萬四千十九人	同二十五年	二萬五千二百四十六人
同二十年	一萬二千九百六十五人	同二十六年	二萬六千四百五十人

之實に驚くべきにあらずや勿論以上の數字以外に考慮すべきものあるには相違なかるべし例へば人口の增殖遠かなりし事は此等の數字の一狀情たるべきものにして明治十五年に於て九千〇十六人の未成年犯罪者ありたると同時に當時の日本人口は三千六百七十萬〇百十八人なりき而して明治廿六年に於て未成年犯罪者の數二万六千四百五十人に增加したるときには人口も亦已に四千百三十八万八千三百十三人に增加し居たることを忘るべからず今人口增加の統計を示せば左の如し

十五年	三六、七〇〇、一一八	十八年	三七、八六八、九八七
十六年	三七、〇一七、三〇二	十九年	三八、五〇七、一七七
十七年	三七、四五一、七六四	二十年	三九、〇六九、六九一

廿一年	三九、六〇七、二三四	廿四年	四〇、七一八、六七七
廿二年	四〇、〇七二、〇二〇	廿五年	四一、〇八九、九四〇
廿三年	四〇、四五三、四六一	廿六年	四一、三八八、三一三

今之を前揭の未成年犯罪者の數字と對照するに明治十五年に於ては人口十万に對する未成年犯罪者の數二十五人弱なりしもの明治廿六年に於ては人口十万に對する未成年犯罪者の數六十四人弱となれり之豈に未成年犯罪者の增加は人口の增殖よりも遙かに驚くべきものあるを證するにあらずや即ち人口は明治十五年より同廿六年に至る十一年間に一●一倍强となりしに拘らず未成年犯罪者の數は二●五倍强となれるを知る吾等をして今又未成年犯罪者と被告人總數とを對照せしめよ三好退藏氏の報ずるところによれば實に左の如し

年次	自明治廿五年至同廿七年 全國未成年者犯罪調（重罪輕罪を合す）	年次	自明治廿五年至同廿七年 全國被告人總數（重罪輕罪を合す但し缺席を除く）
明治二十五年	二萬五千二百四十六人	同二十七年	二萬七千六百七十人
同二十六年	二萬六千四百五十人		
同二十五年	十四萬二千百三十九人	同二十七年	十五萬千六百八十九人
同二十六年	十四萬八千百九十八人		

即ち明治廿五年に於て被告人總數百人に對する未成年犯罪者十七人强なりしもの明治廿七年に於ては十八人强に增加したるを見るべし未成年犯罪者は成年犯罪者に比して增加の比大なるを知るべき也而して尙此數字以外に巧に犯罪し捕縛を免がれ居るものあるとを忘るべからず思ふて此に至れば實に恐るべき也未成年犯罪者は何時までも未成年犯罪にあらざるを記憶せよ又彼等は成年に達するとともに犯罪を止むべきものにあらざるを忘るべからず彼等は實に吾等の最も憂ふべき習慣犯罪者を造成しつゝあるもの也とす

今東京地方裁判所管內未成年者犯數調を得たれば之を左に示す

明治二十五年

犯數	十二年未滿	十二年以上十六年未滿	十六年以上二十年未滿
一度（重罪輕罪）	二人	六人	二十六人
二度（重罪輕罪）	二十五人	二百七十五人	二百四十二人
三度（重罪輕罪）	百五十八人	三百人	二人
四度（重罪輕罪）	一人	百十二人	四人
五度（重罪輕罪）		五十三人	六百三十二人
六度（重罪輕罪）		三十七人	入十三人
七度（重罪輕罪）		五人	二人
八度（重罪輕罪）		二人	五十七人
九度（重罪輕罪）			十二人
十度（重罪輕罪）			五人
合計	二十八人	六百四十八人	千三百七十八人

明治二十六年

犯數	十二年未滿	十二年以上十六年未滿	十六年以上二十年未滿
一度（重罪輕罪）	一人	三人	十六人
二度（重罪輕罪）	三十九人	三百九人	七百十六人
三度（重罪輕罪）	一人	百七十九人	三百七十六人
四度（重罪輕罪）		八十人	百八十五人
五度（重罪輕罪）		四十八人	百十六人
六度（重罪輕罪）		十人	六十二人
七度（重罪輕罪）		三人	二十七人
八度（重罪輕罪）			十二人
九度（重罪輕罪）			四人
十度（重罪輕罪）			一人
十三度（重罪輕罪）			一人
合計	四十一人	六百五十八人	千五百二十人

矯正図書館

明治二十七年

犯數													
一度（重罪 輕罪）	十二年未滿	一人	十二年以上十六年未滿	七人	十六年以上二十年未滿	二十二人	六度輕罪	六人	二十七人
二度（重罪 輕罪）	三十二人		三百二人		五百九十八人		七度輕罪	一人	六人
三度（重罪 輕罪）			百五十五人		三百八十一人		八度輕罪	一人	三八
四度輕罪			八十二人		百八十人		九度輕罪		二人
五度輕罪			五十二人		百三十三人		十度輕罪	一人	二人
			二十人		六十七人		十三度輕罪		二人
							十三度輕罪		一人
							合計	三十三人	六百二十七人 千四百卅一人

以て十二歳以上の犯罪者に在りては初犯者よりも再犯以上の者多數なるを認むるを得んが吾等は往々世人の吾監獄を見て再犯以上の囚徒多きを嘆ずるを聞く而して又論者は之を以て監獄制度の不完全に歸すべしとなす吾等も亦監獄の現制度を以て完全なりとなさず寧ろ大に其不完全を唱へんと欲する者也而かも再犯以上の囚徒多きは決して之にのみ由ると認むべからず彼等習慣犯者は確かに未成年の時代より社會に於て其習養を受けつゝあるものたるを記憶せざるべからず而して未成年犯罪者發生の原因は如何又其救治の策は如何と云ふの問題に至りては之吾等の大に研究を要すべきもの也

犯罪は犯罪人其人の犯罪也と云ふが如き單純なる議論を以て滿足すべからず犯罪の原因狀情は極めて復雜なるものにして個人的社會的經濟的の原因を含有す或は病理的解釋をなさゞるべからざる點あり或は宗教的に觀ざるべからざる點もある也之が救治の策も亦「罪人は監獄に入るべし」てふ單純なるものにあらず監獄は或點まで罪人を防遏するを得ん之を感化し救治すると能はざる也懲治監ありと雖も之未だ救治の具たるを得ず前揭の犯數調は確かに其適當なるを証する也さればとて之を社會に放つと亦最も不可也とす吾等は監獄以外に他の一ッの機關なかるべからざるを認むるもの也歐米の所謂リフォームスクール及びインダストリアルスクールの組織は又吾國今日に於て設立の要急なりと云ふべし

以上述ぶるところ唯之干燥なる數字のみ而かもよく之を味はゞ又大に悟るところあらんか以下犯罪の原因及救治の策に關して聊か所見を陳じ以て大方の教を乞はん

海外通信

●獨逸ミッテルマイヤ氏より

留岡幸助君へ書翰

拜啓仕候何時ぞやは「感化事業の發達」てふ有益なる貴著御惠贈被下誠に難有奉鳴謝候小生は不幸にして貴國の言語にて記されたる書籍を讀む能はざるが爲に當市に勉學せらるゝ貴國人の一人に依りて貴著の大概を讀み聽かせられ申候之によりて貴國に於ける泰西學術進歩の狀態を知ることを得欣喜此事に候蓋し感化事業は最も大切なるものとは申し難けれども慥に大切なるものゝ一たることは信んじて疑はざることに候小生の見る所に據れば亞米利加に於ける感化事業は最も適切善良なるものにてこの感化主義の道理的發達は刑法學者中にも隨分持囃され居るものに候我獨逸國に於ても亞米利加に於ける應化制度を採用する傾向甚だ強く相見へ申候然れどもこの感化制度を實地適用するに故障となるべきは獨逸にては金錢の豊足せざることに候

去る夏我獨逸に於ては刑法學者の一會議あり其決議として凡ての罪囚を三大區分に分ち申候、第一初犯囚、この種の囚人は訓誡（アモニション）、若くは說諭（リーニング）によりて改悛せしめ得るもの、第二習慣犯、この種の犯罪者は罪惡既に習ひ性となりたるものなれば敎育して改良せざる可らず、第三改良するに難き者。この種の犯罪人は長き日月の間罪惡に閉塞されしものなれば頗る之を改良するに難きを感ずるものなり、

監獄雑誌　第9巻 第2号

矯正図書館

其故監獄改良に於ける要素として感化及教育てふことは頗る重味あるものにて如此思想は漸次我獨逸に於ける刑法及監獄社會に行はれつゝあるものに候小生は貴下より御質問に相成る獨逸監獄に關係せることは何なりとも喜んで御答へ申さんと存居候間無御遠慮御質問被下度候自然小河滋次郎君に御面會の節は宜敷御致聲被下度願上奉候草々頓首

一千八百九十七年九月十四日

獨逸ハイデルベルグ

ダブリウ、ミツテルマイヤ

留岡幸助殿　玉案下

特別寄書

●罪囚の種類及犯情に就て

（第一）

中村　襄 ㊞

近年吾國慈善家宗教家等の免囚保護の必要を唱ふる者漸く多からんとす之れ監獄改良に伴ふ自然の結果にして邦家の爲め寔に祝すべく喜ぶべき事なり蓋し免囚保護の監獄改良事業に歓くべからざる恰かも車の兩輪に於ける如く彼我相須ちて而して後始めて其効を完ふするものなりされば監獄の改良と云ひ免囚の保護と云ひ其施行方法こそ異なれ目的に至つては共に罪囚を減少するにあれば即ち異名同一の事業なりと云ふも敢て差支なかるべし而して之れが施行するの方法順序に至つては多々ありて一々枚擧する能はずと雖ども之を要するに其目的物たる罪囚の種類を知悉する又以て頗る緊要なるものなりと信ず若し夫れ否らざるか其畫策自然肯綮に該らず隨て施行上幾多の齟齬を生じ遂に中途にして挫折するの不幸に遭遇するやも知るべからず予曩に其梗概を調査し諸士の閲を乞ひ爾來尚ほ之れが實況に着意せしに當時思ひ及ばざりし數多の事情を今に於て發見せり依て爰に其遺を補ひ其誤を正し併て更に認めたる處の事實を加へ重ねて諸士の參考に供せんとす然れども予の甚だ遺憾とする處は此調査が唯一地方の事實に過ぎずして未だ以て全國に通じたるものに非らざる事之れなり予謂らく若し此事項にして全國を貫通したるものなりせば斯業上益する處蓋し少なからざるべしと信ず、庶幾くは大方の諸士若し幸に予と感を同ふせば別項の類別に因り其人員年齢職業等の關係を調査し本紙に掲げられん事を左れば予亦其材料を本紙に採り以て一の統計となし諸士の高覽に供するの勞を辭せざるなり

抑も罪囚中に改良し得べき者及改良し得べからざる者又出監後保護を要する者及之を要せざる者との別あるは蓋し罪囚の世上に在りしときの境遇幷に生活の程度親屬の關係養育教育の可否職業の熟否資產の有無年齢の多少性質の良否犯罪成立の如何等に因るべしと雖ども畢竟するに左の五種の外に出でざるべし尤も各種類に對する人員の割合は土地の狀況に依り多少異ならざるを得ざるものとす

第一種　犯情極惡にして改良し得べからざる

四人

此の種に屬する者は千人に對し概ね二百人内外にして其情左の如し

一年齢は廿五歳以上四十歳未滿のもの多し

一職業は大工、指物、彫刻、等の技倆に長するものなり又職業等更になきものあり尤も職業あるものと雖ども世上に於ては之れに依りて生活するものに非らず只だ惡事のみを常業とす

一罪質は窃盜詐欺故買等のもの最多なりとす

一犯由は貪婪の情を恣にせんとするにあり此種の者は尚ほ逐年增加するの傾きあり蓋し惡事の傳播するに因るならん

一刑名は重禁錮にして刑期は五六ケ月乃至二三年に過ぎざるもの

一得る所の賍は少なきは數十圓多きは數百圓若しくは之れに該當する物品

一世上に在るときの生活は頗る奢侈を極め概して酒色に耽溺す而して其体樣は農に工に商に時に手代番頭に又或る時は紳商、顯官等に裝ふ等千差万別、人をして窺探するに由なからしむ

一性質は頗る奸獰兇惡にして猾才に富み欺騙に長し且つ普通の文學を解するもの多し惡業に工みなる進退に機敏なる人をして神出鬼沒の奇術を得たるもの〳〵如く思はしむ

一獄中に於ける行狀は官吏に諂ひ謹愼の情を裝ひ工業等に勉勵せざるにあらずと雖も少しく自己に不利益なることあれば忽ち不平を鳴らし利屈がなしき事を述べる者多し中には官吏の命令に抗言し又は誹謗し動もすれば官吏を侮辱し屢々獄則の處分を受くるを以て自ら任俠と誇稱する

矯正図書館

者なり故に他囚は此奴を目するに獄中の首魁を以てし己等の食物を與へ又は其布團衣服等破損若しくは汚穢するあれば之を交換する等の事を以て其奴の歓心を求むるより猾奴等は極めて得色なるもの〻如し又在囚中偶々悔悟の念を懐き謹愼する者を認むるときは心中に之を妬み機に乘じ折に觸れ讒謗弄語を以て嘲罵する等種々の奸策を構へ過失に陷れ遂に其念慮を完ふせしめざらんとす

此種類中故買犯に屬する者世上に在ては常に賊奴數人を養ひ配下となし惡業の方法手段を指示し其配下の者の持來る贓物を普通價格十分の二三の標準を以て買取り其体樣を變更して遠國に鬻り巨利を貪るを以て常とし若し其配下の賊奴等にして悉く縛に就き故買の道既に盡くるときは殊更に罪科を犯し又は既往の犯狀を自白し（此罪科の輕きものを撰み自白するを以て其刑期は三四月々に過ぎざるもの多し）監獄に入り惡事に熟達したるもの若しくは將來熟達すべき奸才あるものを撰拔し出監後己れの部下に屬すべきことを密約す故に在監中惡事に熟達したるもの又は熟達せんとする者が一人出監の期に際すれば數人の引取人ありて各々競爭を爲すもの〻如し

此種に屬する竊盜、詐欺取財、等の犯者の獄中に在りて常に語る所を聞くに曰く獄舍は安樂なる隱居所なりと其故は刑を受けて獄舍に入るは恰も商業の資金に於ける職工の技藝に於ける如き譯なれば毫も厭ふべきにあらざれども世上に在る間は一回も多く惡事を働き一日も永く愉快を爲さんとの希望あるより其就捕の少しも遲からんことに心を痛むることあるも已に拘禁の身となる上は別に面白き事なきも亦敢て心配なる事もなし只坐し居れば寒暑の衣服より食料及醫藥等に至る迄諸事万端に欠くものなければ恰も身代を相續人に讓りたる樂隱居の如くなり尤も此隱居所の眞に厭ふべきに至れば何時にても逃げ出づることは誠に容易なれども何も逃げ出す程厭ふべき事なければ喜樂にして滿期の來るを待つものなり然れども刑滿ち忘れ門を（監獄の門を彼等稱して忘れ門と云ふ其故は一度此門を出づれば獄中の苦樂は一切夢の如く忘れ去ると云ふにあり）出づるときは爾後又如何なる手段を以て惡事を爲し如何なる方法を以て法網を免れ得べきか等の念慮は忽ち腦裏に浮び來たるを以て其時より又種々なる心配を生ずるなりと

又此種に屬する囚人等は出獄後共に在監せし者にして正業に就き居るものに邂逅するか若しくは其住所を聞知することあれば他の惡奴等を語らひ其住所に到り少しにても財あれば之を強請し財盡くれば衆人の目前等にて其の者の舊惡を數へ擧げ或は脅迫し或は誘惑し種々なる惡計を以て遂に其名譽を毀損し其信用を害し結局正業を營むこと能はざらしむるに至るなり

是を以て監獄に在りて改悛したる者にして夫等の情を知るものは同地方に在りては到底正業に就き難きを豫想し他地方に至りて其妨害を避けんとし惡漢等に迎へられん事を憂ひ出監の時刻を違へられんことを請ふものあるに依り其請を容れ特別の時間を以て釋放するも惡奴は其出監の日には一人若しくは數人牒合して未明より門前に來り其者の出門するを待ち受け居り直に之を誘引し所々を徘徊し金品のある限り浪費せしめ其金品盡くる時は又共に惡事を爲さしむるなり故に一度此惡奴等に親み昵む（在監中惡奴等の爲めに不利な樣ならんことを憂れ爲したるものにして遂に此奴の爲めに擧生眞民たる能はざるに至るもの尠なからず）ときは再び其群を脫する能はざるに至るなり

最も工藝に長じたる或る囚人某なる者十年刑を再度受けしが其の初め刑滿ちて出監せし時は工錢百五十圓餘を携帶せしも其後半年程を經て又十年の刑に處せられ入監したり然るに此時は大に悔悟の狀を顯はし役業に勉勵せし爲め八年餘を經過して假出獄の恩典に預り出監したり依て（此出監のときも五六十圓を携帶ぜりと覺）予は其住所の近傍を通行する毎に同人の擧動に注意し居りしに偶々或る工場にて役業を爲し居るを認めたり依て出監後の狀況を種々試問せしに彼云へる樣恩典の辱なきに感し倍々前非を悟り一生懸命に職業に勵みし故今は多少の貯蓄も出來已に妻をも娶りたれば此上如何なる惡友に誘はるゝとも誓て心得違ひはせざるべしと依りて予も亦懇ろに諭示して立去りたり當時謂らく彼は元來工藝に長し且性質獰惡と云ふに非らざれば正當に働くときは固より斯くあるべしと然るに何ぞ圖らん數月を經たる後又々輕罪の刑に處せられて入監せり依て其故を諮問せしに前項に陳ぶる如く曾て同監せし者數人

矯正図書館

の爲めに屢々迫られ如何とも正業に就き居ると出來ずと云ひ且つ今後とも世上に在りては到底正しき業に就き辛抱すること叶はずと斷言して歎聲を漏らしたり

此四人は其性質最も剛毅にして在監中は他囚等に毫も屈服せらるゝが如きものにあらざりし然に尙ほ斯の如く又犯罪人となり絶望の歎聲を洩らすに至る況んや其他のもの〻誘惑を免がれざるをや

此種に屬する囚人が出監後惡奴を引取り部下に養ふの事實は既に述べたるが如し然るに之れに似て尙一層非なるものあり幷は囚人中多少金錢を有するものにして滿期後引取人の定まらざる者又は引取人なき者等を尋ね之に對し引取手續を爲し相當の報酬を受くるを以て恰も一の營業とするものなり此引取人は元來自己が住所に於て監視執行を受しむる等の世話するの目的にあらず止其引取人となる名義のみを幾千かの報酬にて貸與する者なり又其引取らる〻者も其名義を借り監獄より出づるを以て足れりとする者なれば出監する後は其約したる引取人の住所に至りて約束の報酬を與へて直ちに逃走するを例とす中には其報酬を與ふる能はざるか若しくは其報酬を爲すを好まざるものは出監後引取人の住所に至らずして途中より逃走する者もあり此の引取營業を爲すの方法は例へは甲乙丙の三人の組合ありとせんに各其住所を定め置き甲先つ入監し引取を望む者を得る時は其者自身をして引取方を乙若くは丙に宛發信せしめ乙丙共に入監すれば甲の住所を以て引取所に充て同監者中報酬を受くるに足る金品を有するものに就きて勸誘するの類なり斯る不正を以て一の營業（大底放賣等を本業とし此の方は兼業とする者多し）の如く爲し居るもの目下當地に數人あるは既に確認する所なり故に是等惡計に出つる願は拒絶せんとするも彼等は所轄官衙を經て住所の證明を爲す等其手續に欠くる所なきを以て之を如何ともすること能はず看す〳〵斯かる惡業を行はしめつ〻あるは頗る遺憾とする所なり

以上の種類に屬する囚人は犯罪の目的不義の安逸を貪るにあれば如何に技藝を授け生活の途を得せしむるも正業を營み賃金を得て生活するが如き手緩き事には決して滿足する者に非らず又如何に敎誨を施すとも悔悟遷善する者に非らず結局死するの外其惡業を止むること能はず哉に此の種の者一度入監せしときは使役其他の所遇を嚴格にし他囚に惡事を傳播することを防ぐの外他に途なし此目的を達するには獄舍の構造囚の方法を改良せざるべからず敢て出監後の保護を與ふるの要なし但此種類の囚人が逐年增加するの傾きあるは第三種第四種に屬する處の囚人即偶發的の者が入監中此種の者に巧妙なる奸計譎詐の術を傳へられ又は狡辨詭言を以て誘惑せられ遂に猛惡の者と化するに因る而して一人此種の狡惡者となる時は他の囚人數人を誘ひ入るゝものなるに一方減する方は死するの外途なければ其增減の平均を保たずして逐年增加するものとす

雜錄

監獄巡閱官に就て

在東京　洋々散士

監獄巡閱官とは如何なる資格を有するものを以て之に充つ可きや、舊官制には明に監獄巡閱官は內務省參事官を以て之に當らしむと明記しありたり、然るに改正監獄則第四條には單に監獄巡閱官として其の資格に就て規定する處なし、又內務省監獄巡閱內規を見るも其の資格に於て規程する處なし、然らば如何なる資格を有するものが巡閱官となり得可きや、散士は斷じて云はん內務大臣の命を奉じて府縣監獄を巡視するものは凡て巡閱官なり、其官等判任なると奏任なるとは固より問ふ處にあらざるなり、然るに近來內務省より下級判任官を以て巡閱する事あるを以て大に不滿の念を懷き、奏任の典獄なりとの意味を以て高級の課長及び典獄に於て之を巡閱官として待遇するは恥る處あるが如き思想を懷くものあり、是れ大に誤れるの甚しきものなり何となれば其の位地の判任なると否とは固より問ふ處にあらず、他に巡閱官なる大資格を有するに於ては假令典獄奏任たりと雖ども之を冷遇するが如きは甚だ謂れなき處なり、殊に巡閱官として巡視するときは在監人は其の情苦を訴ふる事を得るを以て、工場監房等巡視以前に在監人に告知し置くは最大必要なり、又在監人敬禮の如きも典獄以上巡視の際に於けると同

監獄雜誌　第9巻 第2号
矯正図書館

樣にせらる可きは固より至當の事なり、又巡閲官たるもの假令地位判任の下級にありと雖ども、既に内務大臣の命を奉じたる以上は其の責任たるや重し、在監人の官吏に對する情苦を聞き、巡閲の結果如何を内務大臣に復命し改正を要す可き意見あるものは之を詳具し、巡閲上糸毫の過誤なきを期す可きものなり、又不審の點は充分當局者たる典獄に尋問し要領を得可なり、何となれば復命の如何は大は以て獄政上の變更改正となり小は以て各典獄が平素治績上如何を卜するに至ればなり依て巡閲官たるものは諸般の取調事項を徹し精査す可きものなり、然るに府縣監獄當局者に於て判任巡閲官は純然たる巡閲官を以て所遇せず從て充分の精査を遂げしめず、又充分の應答を爲さゞるが如き事あらば巡閲官に於て充分の復命を爲す能はざるを以て却て其監獄の爲に不利益なるものなり、散士曾て本誌第七卷第八號に於て生なるもの監獄巡閲官に就てと題したる一文を見しとあり、其の結論に云へるあり曰く彼の判任官たる巡閲官が監獄則に云ふが如き資格を以て然かも剛然として諸般の取調事項を徹するか如きは予輩斷じて不可なりとす、又府縣監獄當局者に在ても右等の巡視官吏に對しては監獄則に於ける巡閲監督せらるゝの意思を以てせずして、只巡視せしむるの意味を以てして可なり苟も諂諛其の意を向ふるが如き所爲は其の威嚴を失墜するの廢れあり云々と嗚呼何たる妄言ぞや、SV生よ考一考せよ勅任官の私宅に奉任の勅使參向の時は其の地位奏任なるが故に勅使を以て所遇せざるや否や辨明を要せずして明なり故に判任巡閲官と雖ども遠慮なく諸般の取調事項を徹するも可なり、然れども剛然として殊更に威嚴を示すか如きは甚だ不可なり又巡閲せらるゝ者監獄則第四條に於ける巡閲官を以てせずして只巡視せしむるの意味を以て之を向ふるも可なりと云ふが如きは散士其の意のある處を知らず、然れども諂諛其の意を向ふるが如き所爲は如何なる巡閲官と雖ども又は内務大臣の巡閲と雖ども不可なる事は識者を待たずして明なり故に現今法文上巡閲官なるものは判任と奏任とを區別せざれども時としては内務屬一個人としても巡視する事なきにしも非ざるを以て當局者たるもの豫め巡閲官として巡閲せらるゝや否やを確め置き然る後其の資格の如何に依て待遇の區別を爲す又必要の事なり

以上は散士が現今判任巡閲官と雖ども違法に非るを以て巡閲官たるの効力を失はず故に之を所遇する宜く巡閲官として所遇す可きものなる事を論述したるものなり、然れども法文上巡閲官の資格に於て規程なきを奇貨として内務省は判任巡閲官をして、續々府縣監獄を巡閲せしむるは實際上不都合の點なきや否や、散士は感情上其他萬端に不都合の點多々ある事を堅く信ずるを以て此の事に就き他日詳論する所あらん讀者活目して之を俟ち一覽するの策を賜はらば幸甚之に過ぎずと云爾

●巡査看守にして豫備後備召集中俸給支給方に就て

明治三十年勅令第百四十九號を以て巡査看守俸給令改正相成事故缺勤の場合に於ける給否の件は明文に列擧せられたりと雖も支給期日及豫備後備召集中に於ける給否の規定之れなきより昨年九月中鹿兒島縣より其筋へ問合ありたるに對し主管警保局長より回答せられたる全文は昨年十一月二十七日付を以て一般に通牒を發せられたることあるも該通牒に依れば豫備后備の軍籍に在る者召集中の俸給支給方に付き又一の疑問を生したり今茲に參照の爲め通牒の全文を掲け而して疑問の點を擧げん

●鹿兒島縣問合　明治三十年九月十七日

本年五月勅令第百四十九號巡査看守俸給令に依れば俸給の支給期日及豫備後備の軍籍にある者召集の場合に於ける支給の規定之れなく就ては十九年十月御省令第二十三號中右勅令に抵觸せざる廉即ち第一條第五條第三條は猶現存候義と相心得可然や爲念此段及御問合候也

●警保局長回答　明治三十年十一月二十七日

本年九月十七日付を以て巡査看守俸給支給規則の義に付御問合の趣了承第一條第六條は改正俸給令に依り消滅すべきものにあらず其他の條項は俸給令の施行と共に消滅すべきものと存候經倒の上此段及回答候也

參照

内務省令第二十三號抜抄

第一條　巡査看守の俸給は毎月末日を以て支給の當日とす但休日に當るときは繰上げとす

第五條　豫備及後備軍籍にある者召集の節其出發の日より歸着の前日迄は俸給を支給せず

第六條　右に掲ぐるもの、外は判任官俸給支給細則に依る

右通牒に依て之を見れば内務省令第二十三號巡査看守俸給支給規則第五條は改正俸給令に依り當然消滅に屬したるものなるを以て全第六條の現存と同時に豫備後備の軍籍に在るものにして召集中の俸給支給

監獄雑誌　第9巻 第2号
矯正図書館

方は判任文官の例に依るへきこと寔に明かなるを以て巡査看守にして召集中の俸給も明治二十四年勅令第百六十二號に依り召集中受くる給額にして其額寡少なるときは之を補給すること、解釋せざるへからざるが如し而して此頃或地方より本文の通り召集中の俸給支給方に付き爲念問合せ出てられたる向ありたりと云ふに、最前鹿兒島縣よりの問合に對し回答當時の詮議なりと云ふを聞くに改正俸給令は私事故障病氣引等不給の場合を限定せられ本文に漏れたる場合は悉く全額を支給すへしとの限定法文なるを以て豫備後備召集中は總て全額を支給すへしとの解釋より巡査看守支給規則第五條は消滅すへきものなりとの詮議の結果なりしとの事にして此場合に於ては強ち明治二十四年勅令第百六十二號文官の例に依るへからざるか如きことゝなれり是れ須らく研究すへき問題となりたるも結局最前通牒當時の解釋を貫徹せしめらるゝの旨趣を以て豫備後備召集中の巡査看守には俸給全額を支給すべきことに決定せられ回答を發せられたる筈なりと云ふ余輩は茲に至て巡査看守諸君の爲め從前に比し至幸大なりと云ふに躊躇せざるなり

參照

明治二十四年勅令百六十二號

文官にして豫備後備の軍籍に在る者陸軍給與令第十八條に依り俸給を受くる間は文官俸給支給を停止す但其額文官俸給額より寡少なるときは其不足額は奉職官廳に於て文官俸給より之を補給す

陸軍給與令第十八條　二十三年勅令第十七號

豫備後備の准士官以上及下士兵卒召集中は准士官以上は在職下士卒は現役に準じ俸給を給す但一二等給あるものは二等給に一等卒は二等卒の給料に依る

●「ベルチロン」氏身体測度法

寓雲生

現今地球上に生存する人類殆んど十五億万と數へらるる若し人あり數年前に於て一種の人躰測度法を以て人類を測度し然かも此法たるや確定不變にして決して誤謬なしと敢て斷言する者あらんには世人は直ちに嘲笑を以て之を迎ふるなるべし、然るに今や吾人は白耳義の理學者クエテレット氏の創見に係る身体測度法と佛蘭西にて有名なる人類學者博士アルフオンス、ベルチロンのクエテレット氏の之に亞げる研究によりて此精細周到にして過誤なき測度法を不變の事柄として世に紹介するを得るに至りたるは深く兩氏の功勞に感謝する所なり、

吾人の所謂「ベルチロン」測度法とは素と犯罪豫防の爲に考究せられたりと雖之れ僅かに此方法に附帶する目的の一部分に過ぎざるなり、更に其應用の範圍を廣めんには獨り各個人の便益に止る而已ならず、家族若くは國家の便益に就きても此高遠精妙なる科學的測度法の應用を得べきなり、電氣鐵道及普通鐵道の轢死者戰死及殘害に遭遇して受取人なき死体のありし場合の如き凡て此等の不時遭難者の爲めには「ベ」氏は十分其應用の便を與へたり、而して四肢斷絶して全く變相せる死体の到底普通人相書を判定し難き場合の如きは殊に此新方法の靈妙を知るべし、更に一層廣く其應用の途を求めば北米合衆國に於て行はるゝ他人の姓名資格を僞稱して官吏の恩給料に浴せんとするもの或は僞詐の手段によりて人の財産を奪略せんとする如き或は其既に歸國せるもの、姓名若くは旅行券を利用して上陸せんとする支那人の如きもには凡て詐欺詐取を摘發防制するに頗る便利なり、特に支那人の場合の如きは同種族間に往來して長く本人を熟知せるもの、外從來の普通人相書に依りては當局官吏の到底摘發し得ざる所なり、

この測度法によりて最も直接に其便益を感するは恐くは軍隊に如くものなかる可し、軍隊にして此方法を適用せんか直ちに脫走兵の鐵鎖として其防止の功力を顯はすへし、若し夫れ戰時に於ては明かに戰死者負傷者を認識確知し、他日論功の時に於ても前述の如く詐僞恩給者を摘發防止するに足るべし、此方法を軍隊に採用せんとするの問題は目下米國陸軍在勤の將士パウロ、ブラオンによりて熱心に主張せられつゝあり、

「ベ」氏測度法の最も廣く實驗せられしは佛蘭西にして其研究精査の勞を積むこと殆んど茲に十年の長日月を經過せり、而して佛蘭西警察は之に依りて名聲を博せり、之に次いで該法を採用せしは白耳義、瑞西、魯西亞及南米各共和國等にして北米合衆國に於ては千八百八十七年初めてメーショル、マクローソーによりて唱道せられたり、而してイリノーイ、ミシガン、ウイスコンシン、及マサチウセットの各洲に於て其採用に就きては今や實驗中なりとす、ニウヨーク市警察本署に於ては一千八百九十六年三月六日より此方法を採用し同年五月ニューヨーク全洲は監獄及集治監は義務として必ず此測度法を用ひざるを得

監獄雜誌　第9巻 第2号

矯正図書館

ざるに至れり、

今茲に記述せんと欲する所のものは、ニューヨーク警視廳の實驗に係るものにして以上記載したる各國各州の方法に比すれば地方の事情により多少差違なきにあらずと雖而かも其緊要なる點に關しては決して差異なきものとす「ベルチロン」氏測度法は之を分ちて三となす、第一身長の測度、第二顏面形狀の描寫、第三体部の痕點及傷跡等の位置の認識是なり、右の內第一の測度法は最も確實にして且つ不變なるを以て本法中最も至要重大なるものとす、「ベルチロン」氏がなせし最近十年間の經驗は人体の身長及骨格は二十年の齡を超ゆれば決して再び變化せざるものなることを示せり、而して其骨骸構造の有樣は各個人著るしく其度を異にするを以て其簡易精確なる測度の方法と相俟りて其實用に於ける効用を確かむるに足れり、年齡の老ゆるに從ひ又は其体部の損傷等によりて外貌形体の變化を生すれども骨格の構造に至りては依然として些少の變化をだに及ぼすことなし、而して是に參照するに顏面の類似及体部痕點の位置等を以てせば一層其驗測器の確實不變なる試驗を助くるに足らん、

「ニューヨーク」警察の實驗によりて骨格の最も容易確實に測度せらるべきものを左の如しと、即ち頭部の長短及廣狹、頰の幅、足及手指の長短直立の長さ胴身及兩手延伸の長さ之なり、又右耳の長さは骨格の測度にあらざれども生涯の間同一にして變せざるものなれば必ず測度法に洩らす可らざるものとす、

身体測度に使用する器械は第一圖に示すが如く頗る簡單なり、其身長を測定するには囚人をして裸足にて脊髓を壁にして立たしめ其左手の方に度盛板を置き曲尺の一端を度盛板の端に接觸せしめつゝ之を頭上に垂下し然る後度盛板の度數を讀上けて之を記載せしむ、又度盛板の左方三呎許り一時突出したる垂直片板あり、其右方に圖を以て示せる如く長き劃度線を有せる水平板あり、囚人の脊髓を壁に附したるまゝ兩手を伸長して其右手の中指頭に垂直し片板を接觸せしむるまで之を左又は右に移轉し驗測者は壁に對して輕く囚人の兩手を壓し左手の中指が指せる度に因りて兩手延伸の長さを測りて之を記す、又胴身を測るには壁に對して椅子を置き囚人をして背を壁に密着して腰を掛けしめ前の如く携帶用曲尺を以て頭上に垂下して其度を讀みて之を記入せしむ、

囚人の頭部を驗測するには第二、第三の圖に示すが

（第一圖）



部に附して其長さを測り然る後捻を締め一旦之を脫去して再び箝め試みて以て先きの試驗を確實にす、又其濶さを測るには彎脚規の兩點を兩頰にあ

（第二圖）　（第四圖）



（第三圖）　（第五圖）

て同一の方法を以て之を測定す、足の長さを

如く囚人をして腰掛けたるまゝ目盛角度を有せる彎脚規を使用して其左點を鼻根にあて其右點を後頭

測るには造靴師の彎脚規の如きものを以て囚人をして第一圖に示すが如く腰掛の上に左足をあげて立た

監獄雜誌　第9巻 第2号

矯正図書館

しめ、全身の重量を之に集めしめ、而して度數を盛りたる器械を使用して輕妙に旋端にあてゝ其長を測ること上文言ひしが如し、

左手の中指及小指を測るには第四圖に示すが如く彎脚規の後部を用ひ其後部には少しく突出したる二個の片木ありて一は固定し一は自由に動くものとす、而して指を手甲に直角に曲げ指の尖點より曲節に至るまでの長さを測る、

前腕の驗測とは中指頭より臂の關節に至るまでの長さを測ることにして其方法は卓上に掌を下面に向けて載せ前腕及手の軸を卓の緣及度盛器械に平行せしめ度盛器械の固定片木を臂にあて自由に動く片木を中指頭に引寄せて其長さを測定す、

右耳を測るも又第五圖に示すが如く彎脚規を用ふ、彎脚規には平面なる固定木片を附し之を頭上に密着して決して動搖せざらしむ、而して右耳の上端に接觸するまで之を徐下して度盛器械を耳軸と平行にし、然る後器械の自由木片を耳の下端に接するまで上昇せしむ、

以上記載說明する所によりて讀者は略ぼ此方法の甚だ明確なる測度法なることを知るべし、一人は測るに從て其寸法を讀めば一人は從て之を圖に示せる如く人相牌に記錄す、

骨格構造の測度終はりて次に來るべきものは顏面形狀の檢查なり、面貌は骨格の構造と異なり必ず年齡と共に變じ又は損傷等によりて變相するものなるを以て正確なる測度をなすこと甚だ難しとす、然れども此法による檢查法は頗る綿密巧妙の手段を極めたるものにして今鼻の一例を擧げんに鼻を側面より見れば其鼻は眞直なるか、或は凹凸なるか、若くは屈曲の狀を呈すべし、即ち「凸起」、「凹起」、「凸起の如く括弧を附せる凸起は極めて其度の微なるを示し單に凸起は其度の中庸なるを示し縱線を引ける凸起は其度の著るしきを顯はすべし、還次此の如き方法を以て顏面各部の形狀に應用するを得ん、目はスカンデナビヤ人の靑白色と黑人の黑褐色とに於けるか如く甚しき差違あるを知るべし「ベルチロン」人相法に於ては

目の種類を分ちて七とし、更らに之を九種に細分せり、而して口、眉、額、頤、等も之を分解して類別細分するを得べし、顏色の如きも其色別によりて之を分類するを得ん、即ち深紅にして光澤ある英人と、黯黑にして染色の如き伊國人とは其兩極端を示し其間に亦幾多の殊別あるなり、囚徒人相法の第三は体部の痕點特徵及缺損等に於ける精密なる記載なり、体部に於ける此等の位置を記憶せんが爲めに解剖學の方法によりて先づ重要なる點を認むるを要す、而して其重要なる點にして發見せらるれば之を標準として能く其距離と測りて他の痕點等の位置を定むべし、

最後の方法は囚人の撮影にして囚人を寫眞器の前に置き陰寫法によりて前面及側面の二樣を撮寫すべし、而して其寫眞は人相牌の中央に挿入し置くべきものとす、

人相書の表面には測度せる寸法を記入し、其背面には囚人の本名、僞名、罪質、宣告を受けたる時日、並びに囚人平素の習癖罪狀等を認むべし、又此處に六條の線を引き之に身体の痕點特徵等を記すべし、斯くして檢查結了し寸法の記入濟みて人相牌全く整へられたるときは未來の左券として其確實を試むべき爲に之を保存し置くなり、

人相書排列保存の方法はパリの身体測度局に於て採用せるものに依れば左の如し（ベルチロン氏今尙ほ此局にありて職務に執掌す）人相牌を大なる二箇の箱に區分して排置す、其見出しの便宜の爲め一部はいろは順によりて排置す、他の一部は測定方法に準して排置す、而して其後者の方法は箱の橫に三ツの同距離にて區劃せるところには、頭腦の長さを記入せるものを入る縱に三ツの同距離に區劃せる處には頭の廣さを記せるものを入る、其他の部分には手指、足及ひ臂の長さを記せるものを入る、此の如くにして人相牌は上記の如き重もなる測度法によりて一號より五號に至る箱に分置す、警官が囚人は果して其以前に測度を經たるものなるや否やを知らんと欲せば測定方法によりて排置したる牌を探索し若し其姓名明かなる場合にはいろは順によりて探索すべし、又犯罪人の嘗て逮捕せられし覺なしと主張するときは直ちに其寸法を驗則して之を寸法排列の部分に實して其眞僞を判定すべし、

今此處に百八十七「ミリメートル」の頭あり、然るに

矯正図書館

普通中位いの頭け百八十五乃至百九十「ミリメートル」なるを以て此頭を普通中位いの長さの分部に數ふ、此の頭は實に十二万の人相牌中十万の多きを占む、頭の廣さは中位い以下のものは五万の牌中其三分の二を占む、其他のものは一万六千六百六十六なり、身長、小指、耳、胴身及兩手延伸の長さに次て他に殘るは眼色分類法にして十二箇の人相牌によりて表明せらる、人相牌排列せらるれは其寫眞及顏面描寫の對照によりて二箇の人相牌互に一致することは瞭然として火を見るよりも尙明かなり、

●領置金品の取扱に就て

凡そ在監人にして所持の金品なきものは之れなく且毎日出入頻繁なれば之れが取扱に付ては實際困難を極むるもの、如し而して現金等を取扱ふにより嘗て失体を生じたる例も之あるを以て其局に當るものは常に十分の注意を加へ一點の不都合なきを期せざるべからず其筋に於ては夙に見る所あり屢々訓令を發して警戒を與へ且取扱向を指示せられたり然りと雖も領置金品の取扱方は比較的不整理なるの傾なき歟今其一二の點を擧ぐれば

領置金は預金規則に依り之を金庫に預け入るゝを要す然れども金庫出納時限後に於て臨時の出監者に對する領置金の支出を要する場合なしとせず勿論此場合に於ては翌日之を下付すべきが當然なれども其出獄者に於て宿泊にも差支頗る迷惑を被り或は其が爲復た犯罪を爲すの虞なしとせず故に出來得る限りは之が保護の道を講せざるべからず此に於てか何れの監獄に於ても多少現金を備へ置き臨時の出獄者に領置金を交付するに差支なからしむ併しながら之れは實に止を得ざるの必要に出でたるものに付其必要の限度を超過し多額の現金を出納官吏の手許に置くは甚だ不可なり然るに別段必要もなきに二三百圓の現金を置く所ありと聞く果して事實なりとせば實際必要の金額に止め其外は皆金庫に預け入るゝを要す

其領置金は歳入歳出外現金出納官吏に於て取扱ふべき筈なるに或は他人に托して之を取扱はしむるものなきか若し出納官吏一人に於ては實際取扱難しとせば他の書記を以て之が補助を爲さしむるも亦止を得ざる次第なれども之を入るゝ金庫は必す出納官吏自らに於て之を保管し其開閉は決して他人に取扱はしむることなきを要す尙其金庫には契約の抵當に預りたる公債證書等を藏置するとも之あるべくに付嚴重に管理せざるべからず故に其鎖鑰は成るべく二重に之を施し內部の錠は典獄（又は支署長）と出納官吏に於て封印し立會の上之を開閉するを可とす若し之を緩慢に付し一朝失体を來す等のことあるに於ては啻に出納官吏のみならず監獄の不都合となり將來監獄改良の事業を妨くると少からざるべし

領置金出納簿は一定の式あり且毎年其筋より檢査官を派遣して檢査せしめらるゝと雖も其補助簿たる人別簿は實際區々に渉り或は西洋帳簿を備へ或は人別の表を以て整理する所ある由之は何れにても差支はなき筈なれども偶々誤記違算あるを免がれず甚しきに至ては其記帳の後れたるものなき能はずと云ふ是等は不整理の基なれば怠りなく毎日記帳し少くも毎月一回以上人別簿の金額を加算して之を出納簿に照合して何月何日照合濟と記し置くを可とす

領置品も亦嚴重に之を保管せざるべからず就中金銀の時計其他貴金屬寶石等は最も鄭重に取扱ひ金庫の如き安全なるものに藏置するを要す書籍の如きは總て之を本人に下付したる委になして教誨師に於て之を保管し又郵便切手を同樣の手續をなし二課に於て現品を保管する所もある由なれども之れは變則の取扱たるを以て若し不都合ありたるときは物品出納官吏に於ては其責を免がれざるべし

其怪訝に堪へざるは多くの領置品を監獄に保管するにも拘はらず其責任者たる物品出納官吏は內務部第四課長に於て之を勤務し監獄署若くは監獄支署には物品出納主任を置き物品出納官吏に代りて其事務を取扱はせ月々其報告を爲さしむる所ある由畢竟之れは違法の措置たるを以て速に之を改正し監獄署及監獄支署には物品會計官吏を置くを要す警察署及警察分署にも亦物品會計官吏を置かざる所あり今般改正せられたる押送規則の施行に際し刑事被告人又は囚人の所持品保管轉換に付て確と差支を生じたりと云ふさもあるべし

領置品中在監人に下付したる物品は出納官吏の保管外に置き或は依然出納官吏の保管中に屬せしめ實際上の取扱一定せず從て領置表の記載方區々に渉り甚しきに至ては領置表に記載しあるものにして領置庫になき物品は則ち本人に下付したるものとして扱ひ居る所ある由なれども今日斯る亂暴なる取扱を爲す筈なければ恐らくは誤聞なるべし其本人に下付した

監獄雜誌　第9巻 第2号

矯正図書館

る物品は出納官吏に於て保管の責を有せざるものと信ずと雖も此點は後日更に詳論する所あらんとす

領置中の物品も亦少くも毎月一回現品を調査し領置表に照合するを要す若し不潔に渉るものあるときは或は干燥し或は澣濯する等の注意なかるべからず

領置金品にして錯誤の生し易きは多く差入にあるを以て之が差入の際は本人に示したる上即時記帳を爲さしめ且差入及新入の際に於ける所持金取扱上に就ては特に嚴重なる監督を要す

又在監人押送の際は發送官署より直接交付する官署に領置品の保管轉換を爲すべき筈なるに例へば甲監獄署より乙丙の警察署の遞傳を經て丁監獄署に囚徒を押送し而も其領置品は皆押送官吏に托したるにも拘らず甲監獄署より丁監獄署に對し該領置品の保管轉換を申來る所ありと云ふ若し事實なりとせば改正押送規則を誤解したるものと謂はざるを得ず以上記して以て實際家の參考に供す

●判官の昇級に就て

碌々生

判任官俸給令第三條に判任官は毎級在職一年以上に至らざれば增給することを得ずとありしに昨年六月勅令第二百二十三號を以て入級俸以下の者は此限にあらずとの但書を加へられたり今此但書の解釋につき甲乙二說あり

甲說　は入級俸以下の者は此限にあらずとあるに依り入級俸の者迄は毎級在職一年以上に至らざるも昇級せしむることを得故に例へば十級俸の者と雖毎月昇級して七級俸迄進むることを得るも其順序を蹈まず直に八級俸又は七級俸に進むることを得ずと云ふに在り

乙說　は俸給令第三條に判任官は毎級在職一年以上に至らざれば增給することを得ずとあるも既に八級俸以下の者は此限にあらずとの但書を加へられたるを以て八級俸以下の者に對しては昇級を行ふに當り毎級在職一年以上に至るの條件を要せざるに依り恰も毎級在職一年以上の文字は無きものと見て可なり然らば則ち其級の順次及在職年數の如何に拘らず七級俸迄は進級せしむることを得べし故に假令十級俸に採用したる者と雖其人物敏腕なるに於ては直に進めて七級俸を給するも敢て差支なしと云ふに在り

右兩說各々一理ありと雖余は寧ろ乙說を贊成す若し甲說の如く解するに於ては徒に形式上無益の手數を煩はすのみにて其實質に於ては敢て異なる所なく且折角但書を加へて人材を待つの便宜を與へたるの旨意にて背馳すべし識者以て如何となす

通信

●英領香港監獄事情　（承前）

在臺灣總督府　山上義雄氏口述

同　工藤裏報告

大略已上述ぶる所の如しと雖ども規則規程の編成の有樣は寧ろ我が國の現況彼れに優る處あるべきも監獄行政の實蹟に至ては大に愧色なき能はず彼れは不文の間實効を擧くるに汲々たり故に其施行上に至ては周到綿密運用其宜しきを得寧ろ形式的改良より物質的改良の實あるもの、如し處務の方法に至ては大差あるを見ずと雖も我が內地の監獄に於ても巡閱官の設置ありて隨時監獄巡閱を施行せしが香港に於ても矢張巡閱官なるものありて之れには充分重き職權を與へあり其人員二名にして一名は官吏より一名は民間より撰任し一週二回監獄を巡閱し其査閱したる狀況は細大遺漏なく知事に報告せり加之ならず司獄官の處置に對する囚人の情苦を聞き又囚人の重き犯則の如きは巡閱官の審理判定する事と爲せり恰かも巡閱官を以て監獄の目付役とするが如く監獄に於て囚人に對し居常不取扱の事ある時は巡閱の際囚人をして忌憚なく自由に情苦を訴へしめ其場合に於ては監獄官吏をして其場を避けしむ囚人所遇に至ては亞細亞即ち支那人多數にして歐羅巴囚最も尠なしと雖ども監獄に於ては英語を使用するを以て亞細亞囚たる支那人は言語不通の爲めに間接に不利益苦痛を感ずること多かるべしと思はるる現に勞働の程度總ての給與に於ても劃然區別ありて寧ろ亞細亞囚は苛待薄遇を受くるの觀を呈せり

英國は古來空役說を崇拜し囚人に科する作業を以て懲苦の具と爲したるは何人も知る處而して香港監獄に於ては今尙ほ盛んに之れが實行を爲しつゝあり故に作業賦課の點に至ては我が國と著るしく其趣を異にす彼れ等は作業を嫌厭したるが爲めに口糊に迷ひ遂に犯罪者と爲りたる無業の民を驅て益々作業を嫌忌するの念慮を倍蓰せしむるの方法を取り我れは勞して食するは天下の通理にして人は食するには必ず勞せざれは一食の糧も棠口に入るべからざるものたる眞理を感知せしむるの主義を採り生產的作業を奬勵し因て以て出獄の曉天には自活の民たらしめんとせり之れ香港と吾國とは行刑上重大なる關係を有

矯正図書館

する作業賦課法に於て截然區別ある者なり
故に在監囚人に作業賦課するに當りて殆んと作業の全部は空役とせり夫れ空役とは不生産的に甲處より乙處に石を運搬せしむるに刑の輕重又は体力の如何に依り重量を增減し或は距離を斟酌して而かも漸く堪へ得るの程度に於て苦痛なる勞苦せしむるものなり回顧せば吾が日本に於ても明治十七八年の頃に當り今の山縣侯は時の內務大臣たりしに當り釐惡不逞の徒にして改過反正の望みなきものは可成至難の役を執らしむべしと各府縣知事に訓令するに當り時の警視兼鍛冶橋監獄署長たりし小野田氏は監獄は懲戒主義に出でざれは監獄の目的を達する能はざる旨を敘述したる監獄主義論と稱する一片の小冊子を各府縣典獄に配付せり此時に當り府縣は之を誤解し監獄の作業は總て懲戒に出でざるべからずと誤信し遂に二三府縣の如きは英國流の罪名と稱するものを製して囚人に荷擔せしめ多數の囚人をして之れが爲めに病を得せしめ從て又病死者を輩出せしめたることありき然れども眞理は毅然として滅せず文明の輿論は激して之を許さず爲めに程なく此の方法を排除して今や其形跡をも認むる能はざるに至りしは豈に國家の慶事にあらずして何ぞや在監人の種類は刑事被告人懲役輕禁錮民事囚(一名負債囚)民事囚の如きは一日ビール七百五十目ブドー酒七十五文目迄の差入を許可するも阿片は絕對に之を禁止せり然るに入監後阿片の中毒直接の因となり死亡するが如きとなしと云ふ殊に英國の風習として風俗には左まで干渉せざるを例とすれども支那人にして二ケ年已上の刑を受けたるもの〳〵辨髮は淸潔法施行の必要より入監の際之を短薙し出監六ケ月前より蓄髮せしむるの方法を執れり而して衛生上必要を生じたるときは刑期二ケ年已下のものと雖ども醫師をして之を證明せしめ香港知事の認可を經て之を短薙せり衣類は每週一回之を着換へしめ其都度薰蒸室に送くり十五分乃至二十分間密閉して蒸滊薰蒸を爲し黴菌其他汚染を除去する等衛生注意頗ぶる周到なり蓄髮せしむるの方法を出入するには「レール」を裝置し頗ぶる便利の方法を採れり飮食物は亞細亞囚人と殿邏巴囚人と全然區別しあるも何れも充分健康を維持するに足るは勿論我が國に比すれば此の點に於ては遙かに優遇と云ふを得可し書信許可の範圍は日本に比するときは遙かに狹隘なりと云ふを得可く入監後三ケ月已內は發信するを許さず然れども若し權利義務に關し止むを得ざるの必要あるときは特に例外として發信を許すことあり入監後三ケ月を經過すると雖ども三月に一回を限り發信を許可せり凡て香港監獄に於ける行刑の根據は階級法に依れるが故に親屬故舊に面會し又は發信を許可するに當りても行狀の良否如何に依り漸次其度數を增加す又被告人運動時限の如きも香港は一時間と規定せり
我が國に於ては入監の婦女にして乳兒を携帶せんと請ふときは滿三年に過ぎざる時間之を許し已に齡滿つ三年に至るときは食物をも充分喫食するを得可く且つ漸次辨識力の發達するの時機に達す敎育上尠なからざる影響を及ぼすを以て其時間の長きに過ぐるべしとは斯道に從事するもの〳〵常に嘖々論辯する處なり而して香港に在ては如何なる事情あるも十二ケ月と限定せり之れ予の最も贊同する處にして日本に於ても監獄則改正に當りては香港の如く十二月に短縮するを希望する處なり
囚人の敎誨は每日曜日又は各宗敎を別け隨時行ふの例なりしも各宗敎別に敎誨を行ふことは極めて稀有なるなり元來敎誨師は英國人なるを以て白哲人種を除くの外は實際敎誨聽聞の惠に浴するを得ざるの有樣なり
又囚人の懲罰中我が國に於ては已に其跡を止めざる笞杖罰なるものを利用し之を科するものは官吏に對し暴行を行ひたるが如き重大なるものに適用す笞杖罰を科するには勉めて其施用を愼み狀を具し香港知事の認可を經るにあらざれば之れを科せざること〳〵爲せり而して其施行の輕重は年齡に依り區別を爲し通例丁年者十二打未丁年者六打を程度とすれども極高點は丁年者二十打未年丁者十二打迄を行ふことを得るなり
作業は空役を主として生產的作業は僅かに其一部分を占むるに過ぎず服役時間は素より日の長短に依り異動ありと雖ども概して一日六時間乃至十時間とす而して空役は重罪輕罪及刑期の長短に依り差等あり重懲役は重量二十五ポントの鐵丸を三十分時間一定の距離ある場所に運搬し次の時間は四十五貫目の石を二人にて荷ひ運搬し又房內に鐵製の回轉車を備へ一回轉十二「ポント」の勞力を要する空車を一日一万二千回を回轉せしむ而して回轉の度數を計算するには恰かも時計の如く一回轉每に其數を知るを得る器

矯正図書館

械の裝置ありて怠慢詐欺の行爲を爲す能はず故に空役せしむる場所に數十人を勞役せしむると雖ども一人の看守能く之を嚴密なる監督を爲すことを得るなり又足にて蹈ませしむるの空車ありと雖ども其方法は前者に髣髴たり

輕懲役囚に科する空役も之れと同一なる方法にして只其量目及回轉度數を減少するに過ぎず輕懲役は行狀の如何に依り生產的作業即ち土工の如きものに使用するを得二ヶ年已下の輕罪囚は官署用の役業及マット類製造若くは諸職工に使役す而して刑期二ヶ年已上のものは初期の六ヶ月間は必ず分房に拘禁し行狀善良なれば輕懲役囚と同一の勞働に服さしめ尙ほ漸次改過遷善の徵候を表するに從て撿束を寬恕せり

空役中苦痛の最も甚しき石運搬の如きものは之を歐羅巴囚に賦課せず要するに作業を懲苦の具と爲すの主義なれば不生產的空役多く生產的勞役は極めて小部分にして寥々僅かに指を屈するに過ぎず食物の分量の如きも役業の難易を基礎とせずして罪の輕重及年齡の區別に依り其等差を爲せり

監視は假出獄の恩點を蒙りしものにあらざれば之を付せず其他通例の刑余者には監視を付加せざるなり而して假出獄上請の期限には男女に依り區別を立て男囚は刑期四分の三女囚は刑期三分の二を經過し行狀善良改悛の行爲あるものは之を上請許可することを得然れども三犯已上の累犯者は男女共に假出獄を與へざるを原則とせり行狀の視察はマーク法即ち採點法なり男は通例一日間に受く可き點數は六點女は四點なり男にして善行あるときは七點又は八點女は六點を與ふ之れ毎日受く可き最點なり而して作業工錢は生產的役業に從事し行狀に於て一日最高點八點を得たるものには一日一錢の割を以て勞役に對する恩惠的賞譽として給與するも積て拾弗を超ゆることを得ず而して我が日本の工錢給與の如く權利的のものにあらざるなり

監獄内の清潔にして衛生法施行の注意周到なるは特に予をして一層の感を懲き起さしめたり之れが例證として見るべきものは予の參觀せし當時在監人の總數五百人なり而して病者は僅々一人ありしのみ尙ほ日々の患者表に照合するも常に患者の皆無を多しとす故に監獄醫の如きは別に專務の醫師を常置するの必要なく病院の醫師より兼務せしむるも敢て差支を感せずと斯る病者の少數なるは衛生の監督食物の注意周到なるに原因せずんばあるべからず食費は在監人五百人と定め一ヶ年五千圓を以て受負と爲し毎日の定量及獻立表を以て之を示して式の如く爲さしめ毎日監獄醫立會の上食物の檢査を爲すの外其他は凡で受負人に一任し若し在監人五百人已外に增加するときは受負人の損失とし右の如く簡略の手續なるを以て官吏の手數を要せざるは勿論なるも一利一害は數の免かれざる處にして若し其人を得ざるときは弊害の其間に生ずるものたるを知らざるべからず而して監獄醫は衛生に係る總ての件を蒐集して悉く香港知事に報告せり斯の如く衛生に於ても我が日本に比し完全なるを得るは畢竟監獄事業に莫大なる資を投じ上下共に此の事業に重きを置くの結果なるべし吾が日本に於ても官民上下の差別なく監獄事業を以て國家事業として充分重きを置き巨萬の資を投ずるあらば其改善の實蹟や香港の右に出づるを得可きは期して待つべきのみ然れども悲い哉吾が國の現況は監獄事業に最も冷淡にして斯道に從事するもの〳〵外民間に於て改良を唱ふるもの寥々晨星の如くなるは勿論中には政務機關の要職にあるものにてすら監獄の如何を曉知せずして徒らに不生產的國家の厄介物視するは之れ國家百年の長計を思はざるものにして實に嘆息の至りに堪へざるなり已上は命を帶びて取調べたる監獄の概況なりとす

要するに香港監獄は物質的の改良に於て進歩せりと言ふを得可く又在監人の所遇に至ても簡略にして總ての事皆な敏活に處理し遲滯の跡を見ざるは之れ官吏の職務に熟練するに由るべしと雖ども處務の順序規則の編成行刑の方法は我が國の方却て彼れに優る數等なりと思はる然れども其規則已外に於ける改善の實況は遺憾ながら彼れに數歩を讓らざるべからず

終りに望み一言を要すべきことあり卅は取調事項以外に屬すると雖ども香港に於て見聞に係る事項なるを以て之を參考の爲め縷述するは強ち無用の言にあらずと思考す夫れ香港警察署の巡査は支那人及印度人より採用し警部已上は英國人を任用せり支那人及印度人を使用する理由は宛かも監獄官吏を雇用すると同じく俸給の低廉身體の强壯又は風土人情に通曉するの利益あるに依れり凡そ一利一害は數の免かれざる處にして之れ等の人種を雇用するが爲めに多少弊害の其間に釀成するの蹟あるを認むると雖ども利

矯正図書館

害相對比するときは彼れ等を雇用するは寧ろ利益の點尠多なるを以て監督を嚴にして之を雇用せり

巡査は夜間は武裝して巡回すれども晝間は其武器を悉く警衙に納め署内一定の場所に紀律正しく陳列せり警部は晝間と雖ども短銃を携帶せり而して警察の方針は犯罪を摘發するを避け些々たる徴罪の如きは可成不問に付し一意豫防警察即ち行政警察に重きを置き風俗及市街取締の如きも直接英國人公衆衛生に過害を及ぼすにあらざれば之れに干渉せず勉めて土人の習慣に放委せり故に途上半身裸体又は横臥するもの〳〵如きは敢て問ふ事なし

裁判事務も極めて敏活にして事件審理の進行も從て速かなり故に刑事被告人も少數なり且つ留置刑事被告人の如きは日々裁判所に召喚することになり居るを以て入監已來數日係り判官の訊問を受けざる如きことなきなり且つ刑事被告人にして警察署より押送し來るものは先づ大体裁判所に於て其取調を爲したる後愈々監獄に送らざるを得ざるものに限りて入監せしむるの手續にして要するに可成即決の方針を取れり而して彼れの方針として最も賞稱すべきものは濫りに證憑充分ならざる犯罪者を捕へ審理の末免訴

放免するが如きことあるときは裁判官又は警察官の無上の不名譽として指彈せられ只に不名譽とするのみならず遂に自己の進退にも及ぼすの結果を來すことあるべしと云ふことと之れなり之れ人權を重するの結果にして國家の爲め嘉すべきの好模範にあらずや故に苟くも犯人を捕縛するに當りては充分犯罪人たるの證蹟を確認して後拘置するを以て之れが判決を爲すに當りても又速かなり蓋し香港行政の方針は簡略を主とし可成土人の習慣を基礎とし繁雜なる法令を設けず租稅の如きも之を細別せず然るに其收入は行政費を支辨して尚ほ七「プロセント」は之を英本國に收納す勿論陸海軍費の全部は國庫支辨に屬せり償源の主なるものは船舶の噸稅にして一ケ年出入滊船十万總噸數凡そ千六百万噸一噸二錢五厘阿片稅三十万圓乃至四十万圓にして專賣權を競賣することゝす土地家屋稅は徴收せざるも家賃稅と稱するものありて家賃百圓を收納するものは十三圓即ち一割三歩を徴收す營業稅は日用の必需品には之を科せず斯の如き有樣なるに依り生活の程度は高きにも拘はらず物價は本島より低廉なるが如し市街は最も清潔にして聞然する處なく道路はセメント又は御影石を敷設して下水の排除は地下に暗渠を設けて海に疎通すると天然の傾斜は下水排除を最も容易ならしめたり而して天性不潔に浸染したる支那人も周圍の制裁に依り自然清潔法を務め更に惡臭の發することなく又蚊の發生を見ず予の滯香中の如きも現に蚊張を用ひたることなかりし而して監獄は斯の如く進歩したりとするも其最も監獄事業に關係を有する免囚保護會又は不良子弟を收容して强制教育を施すべき感化院の設置を見ざるは欠點なるが如し又普通教育の事業即ち學校の如きも政府は敢て之れに手を出さずして土地の習慣に放任せり云々

大分縣

拜啓本縣出獄人保護會社の儀今般一層擴張の計畫を爲し縣費よりも二百圓本社へ補助することに相成尚有志家の義捐金をも募集の目的を以て別紙義捐募集趣意書并に改正規則及御送付候間賛會雜誌御揭載被下候はゝ好都合に存候

拜啓時下益御清穆奉賀候却說本社は去る明治二十二年八月各宗僧侶其他有志者の發起に由り假りに規則を設け普く博愛慈仁なる有志諸君に賛成せられんことを御相談致候處創立の趣旨を賛成せられ加盟御申込の諸君陸續續出致し翌二十三年四月大分町に本社を設立致候運に立至り爾來本社の保護を受けて正業に基きたる者も多々有之是全く有志諸君の博愛なる仁惠の賜にして吾等の最も感謝に堪へざる所に御座候

抑々犯罪は概り犯罪者其者の罪のみに無之社會亦幾分か其責を分たざるを得ず蓋し犯罪の原因は多くは經濟上の困乏にあり若し夫れ經濟するとを得ば大に犯罪の成立を讓防し得るとも亦疑を容れずさは內外學者の異口同音唱道する所に有之候殊に夫の數年間獄內に在て懲正なる刑罰の執行を受け候者滿期出獄に際しては天性の惡漢無賴の徒を除き多くは其民と伍して正業を營まんと欲するの決心を以て出獄するも其社會に出でゝ或ひ雇主を求め多少の資を以て自營の道を立てんとするも一人として之に應ずる者無く偶々之を得れば彼れ刑餘の人たるを以て忽ち爪牙擯斥せられ勞苦其民と相伍して生活する能はざるを感に所謂自暴自棄となりて再び罪を犯し或は飢寒突々身に迫り徇盜鼠窃其飢寒を防ぐの余儀なきに立至候次第は事理の正に然るべき所に有之候今夜等の前途に橫はる此の障礙物を排除し彼等をして其民的の生活を爲すに便利を與へ候儀は即ち犯罪豫防再犯防遏の方法手段にして社會の當然盡すべき義務に可有之蓋し出獄人保護事業の目的玆に存し候もの之被存候

社會にして若し右の義務を盡す事無之に於ては犯罪は社會自ら之を製造するものなりと可申して犯罪の蔓延は社會が其義務を怠慢に付したる結果なりとの責は到底免れざる所に可有之有志諸君の明眼に玆に見る所あり靈に本社創立の際陸續賛成加盟致され候て設立の運に相成り本社の事業も稍や其緒に就き將來觀るべきの實効を奏し可申見込に候處何ぞ圖らん物換り星移り義捐金の拂込年を追て減少致し爲之社運衰頽に傾き今や本社の維持殆んど困難の時運に逢迫り吾等一同憂慮の至に不堪次第に御座候於是乎吾等創立の總旨に基き之れが規則を改正して本社の基礎を鞏固にし此衰運を挽回して事業の擴張を計り度趣旨に候間玆に創立趣意書并に改正規則相添諸君の御

體に供し候に付願くは鑒に賛成の諸君は勿論世の博愛仁慈なる諸君幸に吾等の微衷御洞察の上此挙御賛成の程冀望の至に御候座敬具

明治三十年十一月

首唱者（イロハ順）

島	濱	恒	吉	小野吉彦	
小	倉	左	文	大友秀諦	
渡	邊	雄	次郎	中島固一郎	
中	山	本	太郎	長野善五郎	
中	尾	義	三郎	井原師義	
鵜	野	御	堂	山中幸義	
藤	崎	又	三	小林電威	
後	藤	喜	太郎	足利惠温	
有	田	義	貴	佐藤道生	
佐	藤	庫	吾	宮内愛亮	
清	水	精	四郎	杉本重遠	

（設立趣意書并諸則略す）

●假出獄者の通信

在東京　洋々散士

散士曾て奈良縣監獄書記在職中前川楢治郎なるもの改悛歸善の結果假出獄を許されたり當時散士は彼前川楢治郎が在監中の擧措を詳細大和新聞紙上に掲げ眞心彼が遷善したる事を社會に紹介し併て彼前川氏に新聞紙と左の書面を送付したり然るに彼は直に之が返書を散士に致せり今爰に之が往復の書柬を掲げ世の假出獄者たるものに示さんと欲す

拝啓貴下嘗て殿打致死罪にて當監獄署に在監致し居候處能く獄則を遵守し作業に勉勵せし廉を以て森典獄より内務司法兩大臣に具申の上貴下が再び犯罪を爲さゝる事を保証致し今回愈假出獄の恩典に浴せられし次第故將來充分品行正眞にして決して重罪輕罪は勿論特別の監視に違犯致し候樣の事有之候ては貴下が假出獄は直に取消され再び舊窓の下に呻吟するの身と相成候のみならず森典獄が折角内務司法兩大臣に向て貴下が改過遷善せし事を保証せしは水泡に歸し候故決して心得違ひ無之樣特別の監視に違背せざる樣注意有之度候也

六月十三日　　監獄書記　山崎末吉

前川楢治郎殿

追て貴下が改過遷善せし事は大和新聞紙上にも既に掲載致候事故爰に該新聞一葉御送付申上候尚貴下が改過遷善せしを以て愚詠一首遙上致候

ひとやよりいだされにしも玉の緒を
　みかきかへたる心よりして

然るに彼は左の返書を越せり

拝復去る十三日付を以て御親展書并に大和新聞紙一葉共御郵送被成下御深切の段感に堪く奉謝上候被仰迄も無く謹愼の上に謹愼を加へ暫て暴行ヶ間敷義不仕候間乍憚御休神被下度先は御答旁如斯御座候也

六月十六日　　樺本町字檜

前川楢治郎拜

奈良縣監獄署監獄書記山崎末吉殿

●京都府監獄署教誨堂入佛式及在監死亡者追吊會概況

當署教誨堂には從來釋像の安置ありしが今回本派本願寺より特に本尊を安置することゝなりしを以て教誨師等大に奮起し以て京都市有志信徒の淨財を募り須彌壇及厨子其他一切の佛具新調に盡力し稍々整備したるに付本月二十三日の大祭日を卜し入佛式に併せて亡囚追吊祭を擧行することゝなれり其順序等左の如し

當日午前九時三十分上京區丸太町通堀川西入順興寺（本尊の假遷所）出門先導に看守二名左右に列し次に看守長一名次に本願寺連枝樽上澤融次に殿南澤持次に結衆四名次に唐櫃（輿丁四名叫信徒なり）次に教務科長日野義潤同注記高田義賢同承事大八木大行次に教誨師三名次に看守二名其他男女の信徒數十名隨從して練歩しつゝ當署に向へり執行香川葆晃は列外として出張ぜり同十時當署に着表門内に奥獄以下課所長及署員一同整列之れを迎ふ但行列の入門を了るや門扉を閉つ故に信徒は皆茲に止りて隨喜の涙を落せり門内は看守部長二名先導の列に加はりて奥獄更に先導す中門内南手路傍に四人一同二行に整列して奉迎行裝通行の際は號令の下に一齊に敬禮ぜり而して徐々教誨堂に着するや床上は教誨師席壇を佛間の卓上に安置す此間連枝以下僧侶は右方に奥獄以下署員は左方に列席す而して教誨師三名席壇を圍ふて壇を開く連枝は白紙の那面して壇上に進み禮拜の上本尊を厨子に奉納す一同禮拜の上退場第二課の樓上に於て休憩す尤も教誨堂内正面には紫縮緬の幕を張り佛間の莊嚴燦爛として恰も眼を射るが如し

同十時三十分四人（丁年四人の牛數）着席の報を得て再び連枝以下僧侶及奥獄以下署員ともに教誨堂に臨む一同着席了るや四人禮式次に連枝樽上澤融殿南澤持次に結衆四名壇上に登り樽上連枝導師と爲り入佛慶賛會を勤行す尤も佛間右傍に在監死者四十一名の合一位牌を備置す此間四人十名總代として各焼香ぜり勤行了るや殿南澤持以下結衆四名は壇を下りて各々自席に復す更に教務科注記壇上に登る茲に於て連枝は奉戴の念に富む四人二十一名に影像又は念珠（影像を受くるもの四名其他は皆念珠を受けり）を授與し併せて一言訓諭を垂れ了りて連枝及注記は復席更に香川執行壇上に登り懇切教誨了りて復席す次に四人禮式次に參列員一同禮拜の上退場又第二課樓上に休憩す

同十一時三十分女囚着席の報を得て參列員一同女監内教誨場に臨む着席了るや四人禮式此にありては死亡者（五名の位牌を置くこと上に同し）の追吊式を修行勤式樽上に同し三名の女囚總代と爲りて焼香念珠の授與を受くるもの又三名教誨了るや一同退場更に事務室に於て晝餐の爲め休憩す

午後一時三十分四人（午前の式場に出でざりし殘りの牛數）着席の報を得て參列員一同又教誨堂に臨む式場茲て上に同し今度は追吊會を勤行す其他異なる所は結衆南海城は勤行の了る後寶章を拝讀す一同退場事務室の休憩所に歸るや既に午後二時二十分なり

午後二時三十分より幼年囚懲罰人及別房留置人を各別に參拜せしめ而して教誨師入佛の趣意等を說示し併せて教誨す全く式の了りたるは午後三時過ぎなり

當日は折節朝來の雨天にてありしにも拘らず如斯盛大なる式典の修行は在監死者の幸福にして此厚遇に謝すべきは勿論一般の在監人にありても感化上大に裨益する所あるべしと信ず茲に其概況を報す

明治三十年十一月

監獄雑誌　第9巻 第2号

矯正図書館

寄書

●明治三十一年の新刊を祝す

在高松　有隣居士稿

光陰は矢の如く既往は夢の如し昨は之れ新年と賴みし三十年も今や三十一年の新鮮を迎ふると共に曩昔に屬せり嗚呼歳月の早きこと實に驚くに堪へたり然れども我が監獄事業は年を重ぬるに從ひ駸々乎として改善進歩の佳域に進行すべきものたるを思起せば亦大に喜ぶ可く賀す可きものありて存するなり然り我が最愛の益友たる監獄雑誌も初刊以來身壯にして氣剛毅常に活氣を以て年を經ること茲に九星霜を重ぬること九巻而して此間に於て吾人は此の雑誌の恩愛に浴し學理と實務上新智識を收得したること鮮少にあらざる也

要するに斯道改善事業に付ては前途將さに漸く多事ならんとす此時に當り主働者たる監獄雑誌は銳意敏捷に學理に徴し實際に參ち綿密慨切適世の記事を掲げ新趣向を以て購讀者をして新智識を收得せしめんとする所あれ

顧ふに今新年を迎るると共に監獄雑誌に向ひ吾人が希望すべき要件多々ありと雖も先づ改正條約實施の曉に伴ふべき準備なりとす實に明治三十一年已後は必ず大に成すべきものあるを信ずる也而して之れが特能の衝に當る監獄雑誌は吾人と共に全力を奮て大に新道の爲めに盡瘁する所なくんばある可らざる也耶か葉詞を遂べ以て明治三十一年の新刊を祝す

大奇稿は前號に登載すべきの所餘白なきを以て茲に掲く

●看守の一大責務を論ず

在浦和　船山痴生

嗚呼至重なる哉看守の責務　至難なる哉看守の責務　夫れ至重至難なる責務を全ふせんと欲せば百般の事情に向て非常の熱血を濺がざる可からざるは言を俟たずと雖ども而も其泉源となる者は看守分掌例第四條に基き囚人行狀觀察法是れなり若し泉源に力を用ゐず空しく瀾濁に委せば焉ぞ流域の澄々たるを望むを得んや夫れ然り看守たるもの能く斯の重責を衡攄せずして可ならんや否寧ろ職として其責任を全ふせずんばある可らざる也

抑看守の責務たるや已に分掌例に明示せらるゝが如く一にして足らずと雖ども彼の奔竄逃亡の慮を防ぐと共に固より看守の責務たり或は逢令犯行あらば相當處罰を爲すも亦看守の責務なりと雖ども是れ只外形的の觀察而已而も監獄則第四十條或は四十八條の設けある如何せん

要するに君子は明暗により表裏を異にせずと雖ども抑偽善虚飾は小人の通患なり況んや奸僞猛悪無智無識然らざれば天賦の真智を喪失したる彼等罪囚に於てをや好で巧言を哄し一擧一動虚に乘し隙を窺ひ奸詐譎諂を逞するの徒殊に多きは敢て瞰々を俟たず實地に徴して瞭かなる所なり然り之れが難塲程に在りて屹然として獨立の地歩を占め毅然として獨立の見識を具へ職を行ふや深洗大度事を處するや剛勇果斷機に臨み變に應じ宜しく彼等罪囚の眞想を看破し常に至公至正を旨とし縦て至剛至嚴の律紀を以て強制し苟くも偏せず苟しくも酷ならず違令犯行は瑣故と雖ども毫も寛假するとなく之を處罰すると共に一面善行あれば之に酬ひ眞心の發動なして益進勵長ぜしむ茲に於て信賞必罰の實を擧げしめんとを期す換言せば改悛の情顯著なるものは刑法第五十三條の恩澤に浴せしむる如きも亦當局者當に宜しく愼密なる注意と綿敏なる斷案に由て存するものにあらずや嗚呼彼等罪囚たるもの、安危の繫かる所一に行狀觀察法の如何にあり豈輕々視するを得んや

夫れ改悛の情とは現形に表り事物に徴して影顯すると能はずと雖ども一言以て之を蔽へば所謂實質的の觀察にして心裡の奥髄し固有の性質を詳悉し物に觸り事に觸れ一擧一動内に探り外に照し須からく内外表裏を對照するに非ずんば爭か此の重責の完全を期す可けんや夫れ然り假令ひ一二の過失犯行あるにせよ強ち改悛の情なしと言ふ可あず故に其の故意慢怠過失陰悪の事實を檢察するは云ふ迄もなきことなり嗚呼翻譯此の實務　恐らくは賢聖も知悉し易からざる可しと信ず諺に曰く戰を善くするもの必ず先づ敵狀を審察すと實に然り囚人行狀觀察の秘訣實に茲に在りと謂ふ可し往昔唐土堯帝の世大洪水あり昆をして之を治めしむ昆水の性を察せず徒に勞して功なし禹代て遂に績成る是れ何の故ぞや他なし唯水の性を察すればなり然らば則ち當時功の成否は唯一に其性を察すると察せざるとの間に存する而已見の功成らざる者固より治者の罪にして水の罪に非るなり豈鑒みざる可けんや況や感情的の活動物苟くも萬物の靈たる人間界に對する處遇法に於てをや豈に懇切叮嚀注意周到ならずして可ならんや

試に燭眼を開て現時の大勢を洞察せられよ

牢番時代は已に過ぎ去り獄務改善は朝野に喧傳し共に監獄局の設立を迎ふるの時機に非ずや

一面して獄来各邦人と對等の國權を保持し生存競爭の場裡に立ちつゝあるの時機に非ずや

一日の計は朝にあり百年の計は一日にあり

吉田德太郎

百年の長計を立てんと欲せば宜しく先づ一年の籌策勿るべからず一年の事業の如き果して當局者は此成算のありしや否余輩既往の實跡に徴し頗る疑ひなき不能るなり而して余輩識者と倶に既往を追究するの要を不見と雖ども正しく我監獄統計は不幸にも犯罪者の減少を示さず反て犯罪者の增加を見るもの、如し嗚呼何ぞ我監獄事業成蹟の挙らざる如斯ものあるか若し夫れ監獄最終の目的なして識者の主張するが如く果して犯罪撲滅にありとせば余輩其奏効をして百年の後に期せんとするも是れ豈過言には勿るべし而して犯罪者の減少を見ざるは素より監獄當局者の須臾しも責任を免るべからざる事に屬すと雖ども余輩は一面に於て我行政警察の不振るを慨歎せずんばあるべからず何となれば犯罪を未萌に防制するは則ち行政警察大目的の一にあらずや故に我行政警察の力能く犯罪を未發に防制する事を得ば其し今日監獄事業に於て萬全の策を得ざりしにもせよ幾分歟犯罪人の減少を見しや明らけし然るに行政警察の力能く犯罪を未萌に防制する不能却つて司法警察の力に依つて犯罪を既遂に防止するが如き顚倒的結果は忽ち行刑の上に至大の影響を及ぼし不幸に一歩誤りて通信の弊あらんか　曠害を后世に貽し嘘笑を萬邦に招く豈耳刑の性質に反するものにあらずや夫れ勵きんかな臨躬盡瘁幕ら講究せらる可きの一大責務なり嗣卑見を開陳すると爾り

監獄雑誌　第9巻 第2号

矯正図書館

も監獄統計をして犯罪増加の汚點を殘すに至らしめしは眞に千歳の遺憾と謂つべきなり當局者たるもの宜しく既往の實跡に鑒み一日の計は朝にあり百年の計は一年にありとし百年の長計を誤らざるの籌策勿るべからず然らずんば何れの秋乎犯罪撲滅の實効を奏する事を得べき我余輩新年の始めに當り敢て當局者に忠言を献する事爾

●余罪囚に作業を課する事に就て

在南都　清樂生

近來各監獄とも檢束紀律の精見るべきものあり然るに或る監獄の在囚にして余罪發覺し拘置監に拘禁する所なるが之れ之座作の業を課せざる監獄ありと然らば則ち之れを思惟するに余罪の爲め拘置監にあるときは刑事被告人と看做し刑の執行しつゝあるにも抱らず座作の業を課せず終日徒手座食せしむる事は刑の執行上に就て甚だ不權衡と云わんが囚人と爲つて刑の執行と伴ね必ず作業を課する懲戒以て感化遷善の道に誘はんとするは今更に生か喋々を俟たずして明晰たりき然り而して余罪囚なして終日徒手座食せしむるが如きは檢束紀律の嚴格たらざるを認めざる所以なり其貴重且つ大なりと云んや當局者夫れ深く穿鑿せざるべからざる所ならんこを要するに監獄は紀律嚴肅にして囚人を其下に服從せしむる者なれば一時余罪の爲めとは云へ作業を寛恕し以て監獄の嚴格なる紀律を紊亂し懲戒の趣旨に悖戻するが如きは非常に懲戒を弛め却て社會にありしより罪惡を層一層の濃に洗むと云ふが如きに至つては監獄て改良せんとする人間も寧に犯罪を増進し感化せしむるの監獄に入つて惡意を逞ふし所謂監獄は犯罪人を養成する學校たりとの誇を免れざる場合となつてを生せんや

然らば則ち斯道に熱心たる士をして如何なる感想を起さしめんが最も不紀律なる監獄と綽呼し止む能はざる所にして爰に容喙する論を俟ざるなり或る論者曰く余罪發覺し之に服せず故障久は裁訴等を爲て甲監獄より乙監獄に押送せられ監獄の拘置監に拘禁中座作の業を取らしめある時は僅々數十日間の工錢は甲監獄より給與するや將た乙監獄の負担たるが問すして座作の業を取らしめある監獄より給與すべきものなり然り而して余罪裁判確定せし曉きも甲監獄に返送する場合に於て其間彼是手數を厭れ嚮ろ座作の業を取らしむるより優れりと言はん雖然囚人となつては法制上許すべきものたらざれば監獄の紀律大に阻滲する分齎ならざる而已ならず乙監獄の如き何如なる感想よりして座作の業を取らしめず終日徒手座食せしむるや刑事被告人すら座作の業を勸誘する方針を取る今日の獄制ならん哉是れ誠に眞策と謂つべし故に囚人たるものは須臾も座作の業を寛恕せずして懲戒を加して感化遷善たらしめずんば前陳述せし如く座作の業を寛恕し懲戒を弛め増々監獄の紀律を紊亂する而已ならず不眞の徒をして惡意を増進せしむるが如き最も獄理に經驗の乏しき暗きも亦た甚しと云んや斯く論じ來らば余罪囚に座作の業を課すべきや否や識者諸彦以て如何とす

●留岡幸助氏の來高に就て

在讃岐　浮沈生

夙に監獄界に鋒々たる名聲を博し殊に往年米國に在て斯道の蘊奥を究め一層の光輝を放つて歸朝せられたる留岡幸助氏は客年十二月五日牧師山本文彌氏と共に當高松へ來られたり氏は全く鄉里岡山へ歸省途次突然の來遊なるを以て萬事暗暗の間氏を迎へたり而して翌六日夜當地時和亭に於て演說會を開かれ氏は監獄改良と題する演說に

て數時間縷々辨ぜられたり先づ其演說の要旨は監獄改良の急務なること及び感化院の設立且つ慈善家をして出獄者を保護せしむる等に在り就中現時氏が家に於て出獄者を保護せらるゝ實況を述べられたるは如何にも聽衆者をして一層の感動を與へしめたり同夜は霰雨且つ寒風凄々肌を劈くにも拘らず聽衆者は續々來集し隨分盛會にてありき亦其翌七日は午後七時より當地堀川町柴田樓に於て斯道に經驗ある監獄署員及び其他有志者等數十人と會し氏が曾て米國に於て實歷せられたる監獄事業に就て講話會を開かれたり其講話の重なるものは彼の米國「エルマイラ」監獄に於て實施せらるゝ不定刑期の狀況及び同監獄の與黨「ズイアールブロックウエー」氏の行刑論等なる講話されたり而して氏は同夜十二時頃滊船に搭じ岡山へ赴かれたり嗚呼氏の監獄改良に熱心なることは世人の能く熟知する所なり斯道の泰斗者たる小河岳洋氏と共に我が國の「クローチ」氏と稱すべきなり聊か蕪言を述べ以て同氏來高の厚意を謝す云爾

問答

●第三十六項（新舊の刑執行前後の件）

在東京　洋々散士

**實疑の要點は舊法にて懲役終身に處せられたるもの更に罪を犯し新法に依て無期徒刑に處せられたるときは懲役終身刑の執行を中止して無期徒刑を執行するものなりや否やと云ふにあり敢て刑の執行ハ重きものを先きにし輕きものを後にす其の刑期の等しきものは定役あるものを先きに執行すべき哉は明文上疑なり然るに舊法懲役終身と新法無期徒刑とは其の刑名を異にするのみにして實質は同一のものなり何となれば何れも其の刑期に期限無くして定役ある故に輕重の差なし果して然りとせば裁判宣告の順序に依り懲役終身刑を先きに執行するは固より當然の事なり然るに實疑者たる監獄生は曰く懲役終身刑より一等を減するときは十年となり無期徒刑より一等を減じたるときは有期徒刑十五年となるを以て無期徒刑は懲役終身より重し故に無期徒刑を先きに執行するを穩當なりと嗚呼何たる誤解ぞや固より一等を減じたるときの比較は舊懲役十年より有期徒刑十五年の方重き事明なりと雖も減ぜざる懲役終身と無期徒刑とは輕重の差ある事なし然るを減じたる結果を假想して減ぜざるもの、輕重を定むるが如きは附會の甚しきものなり然るに本年勅令第七號に依て減刑せられ懲役終身刑は十年となり無期徒刑は有期徒刑十五年に減ぜられたるときは如何此の場合には右の論鋒に依り若し囚人が十年以上の執行を受け居りたるときハ懲役終身刑に於ては刑期滿了したるものなり故に更に有期徒刑十五年の執行に着手すべきものと思考す實疑者以て如何と爲す

反對說……在讃岐浮沈生……孤立生

●第三十七項（換刑執行中自由刑の餘罪執行方法に就て）

德島　暮雪庵主人

刑は必ず宣告の日より起算す可きものにせば實疑者の如き疑問生すべしと雖ども刑期に刑名宣告の日より起算すと云ふ刑法上の原則は其宣告したる刑以外に他の確定判決を有せず尚其宣告せられたる犯罪事實の爲身体の拘束を受居りたる場合のみに適用すべきものにして如何なる場合を論せず絶對的に宣告の日より起算す可きものに非

監獄雑誌　第9巻 第2号
矯正図書館

ざる事を暗知せざる可らず見よ彼の不拘束の刑事被告人が裁判確定後刑執行の爲入監する者の刑期は其宣告の日より起算し居るや否やを必ず裁判確定の日則ち入監の日より起算し居に非ずや以て刑は宣告の日より起算すと云ふは一箇の原則にして夫れには數多の例外ある事を知るべし故に本質疑の如き場合は重禁錮の刑の執行前日迄換刑執行し重禁錮の刑期は其執行の日より起算すべきものとす然るに或論者あり曰く重禁錮の刑の確定日迄は換刑執行すべしと雖ども其刑期を起算するは宣告日にして換刑も宣告前日迄執行せしものゝ如くせざる可らずと新論も刑は宣告の日より起算すべきものと誤解し其例外ある事を知らざるものなりとす乞ふ其理由を一言せん

重禁錮の刑の執行前日迄換刑を執行したるにも拘らず其刑期を宣告日に溯り起算するが如きは刑執行を指揮する檢事と雖ども爲し得ざるものにして敢て余が喋々を要せざる所なり故に實際に徴して之を論ぜんに右換刑執行中其囚人が作業を爲し居りたるものなるときは重禁錮の刑の宣告より執行前日迄の六日の工錢は之を如何にするや論者の如くせば其工錢は與ふる事を得ざるべし何となれば其六日間は重禁錮の刑期中にして換刑執行する事を得ず從て其工錢あるの理由なければなり若し之を與るとせんが二刑同時に執行したるものにして大なる不都合と云ざるを得ず然れども實際に於て換刑執行し其下錢を與ふ可きものなれば囚人は正當に自己を防衛せんが爲之を請求するを得べし余は信ず工錢付與は未來の希望にあらずして既に得たる處の權利なれば決して他人の侵害ありし爲消滅す可きものにあらず故に斯説も到底實行し得ざるものとす而して甲説は最も暴論の甚しき者と云ざるを得ず何となれば裁判確定迄は果して其判決が執行す可きものなるや否やの未だ決せざるに其宣告と同時に輕禁錮の執行を中止すと云ふにあるを以て余は是に對しては何等の答辯も付せず

附記一罪執行中重き刑宣告せられ通算若くば各別に執行する場合も其刑期起算方は本問と同一に解釋すべきものとす

乙説……**嚴 血 生**

甲説……**在讃岐浮 沈 生**

●第三十八項（四人の過失に依り船舶を覆没せしめたるとき戒護者の責任如何）

吉 田 德 太 郎

余は戒護官吏法律上の制裁なきものと認む如何となれば凡う人をして損害賠償の責務に任ぜしめんと欲せば其間必ずや不注意過失等一大缺點の事實勿るべからざる事は固法上の原則に屬すればなり而して本問の如き果して戒護官吏に不注意過誤等の行爲的事實ありしや毫も戒護官吏に不注意過誤等の一大缺點ありし事を認むる不能是れ否余が法律上制裁なきものと斷定を下す所以なり請ふ問者此簡單なる答に服從するや否や

附言刑事上の責任に論究せざるも余は無論刑事上の責任をも俱に生ぜざるものとす又四人に對しては官吏の命令に從はざりしものなるを以て相當の懲戒處分を要するは勿論の事に屬す併し此は問題外に洮るの嫌ひあるが故に深く論究を試みざりき問者請ふ諒焉

問　説……**在讃岐浮 沈 生**

●第三十九項（學校生徒、紳官僧侶醫師監獄參觀許可の件）

吉 田 德 太 郎

監獄をして俗衆の歡樂場たらしめばいざ知らず苟くも至正至嚴なる

刑罰執行場たらん歟 如何に其目的生徒訓戒事理の研究にありとするも多人數の事 校教員生徒をして監獄を觀覽せしむるが如き無暴不法の措置を是認するものあらんや 余は多言せじ只だ一言の下に斯問を排斥するに躊躇せざる處なり而して一面紳官僧侶醫師の如きは如何余が個人的に許容するを以て其當を得たるものとす矣れ余が個人的許容とは如何なる事を意味するか曰く紳官僧侶にして誠意誠心監獄教誨に志あるもの又は醫師にして眞正に監獄醫事に意あるものゝ如きは典獄に於て宜しく之れを許容し同情を得るの道を講ずるは以て監獄改良上裨益を得るの僅少にあらざるものと認むるを得べければなり余は其れ是れを稱して個人的許容と命名す 問者幸に諒焉

大同小異説……**在讃岐浮 沈 生**

●第四十項（在監人信書封皮認方の件）

吉 田 德 太 郎

在監人發信の裏書に官署名を記するは疾に識者の疑する處にして余も其措置の拙劣なる絶叫する處なり思ふに在監人の發信裏書は官署所在の地名 番號等を記し一見世人をして在監人の書信たる事を知らしめざるの用意に出ること治獄の妙とも稱すべきか在監人發信裏書の事小事なりと雖ども宜しく當路者の注意を要する事の一小問題たるなきか余は各地の取扱方如何は之れを窺知する事を不得と雖ども若し矣れ未だ在監人發信の裏書に官署名を特筆するが如き地方あらば幸に之れを改むるに吝かならざらん事を請ふ問者諸々様主人も他に其方法あらば之れが指教に吝なる勿れ

◉同上反對の説

在東京 洋 々 散 士

實疑の要旨は在監人發信の封皮に官署名を記載するは受信人たる親屬故舊をして意外の苦痛を感ぜしむる事なき歟然れども之を記載せざるは郵便規則の許さゞる處なり他に其法なきやと散士曾て在監人發信書封皮の裏書記載方に就て論述したる事あるを以て今爰に其の大畧を掲げ諸々様主人に答へんと欲す

抑も在監人發信の事は監獄則第三十三條に規定する處にして刑事被告人の通信は當該裁判官の手を經、囚人の通信は直に典獄に於て檢査の上自ら封皮して發送するものとす然れども其差出人の名稱記載方に就ては各府縣監獄各々其趣を異にせり然れども十中の八九は表紙の裏面には必ず監署の名を記載するものゝ如し今其理由を問へば曰く監獄署より直に監署名を以て在監人の信書を發する所以は他人し社會人民をして犯罪の爲めに其者の監獄にあるを知らざらしめんが爲めなり若し之に反して在監人の名稱を記載せば社會の人々は一ひ其者の在監者なる事を知るか故に彼が他日出監の節には既に社會の信用を失ふが故に再び眞民と伍を爲す事を得ざるのみならず又之が父兄姉妹たる者も眞民と交るの道を失ひ不信用を求むるの結果は遂に云ふ可からざる困厄に陷る者なり故に監獄は在監人及び之が父兄姉妹たるものゝ信用を保護するの趣旨より斯くするものなりと此説や誠に一理ありと雖ども是れ其一を知りて他に之より生ずる弊害の大なるものあることを知らざるの説と云はざる可からず凡物一理あれば一害のあるは免れざる所なり然れども害多くして利少なきものを採るは不可なり彼の封書に監署名を記載するが如きも一理ありと雖ども他に大害あり乞ふ利の少なくして害の大なる所以を論ぜん彼の封皮に在監人の名稱を記載せば社會に漏洩するの恐ありとは是れ昔時人の唱ふる所にして今日は實際上決して漏洩するの恐なきなり何となれば昔時郵便事業の發達せざるときは飛脚人足を用ひしな

矯正図書館

以て漏洩する場合甚だ多かりき然るに今日郵便電信の事業は逓信省の管轄する所にして信書の秘密を守るは勿論封皮の姓名と雖ども猥りに之を漏洩するが如きこと決してなしと云ふも不可なし又假て一方を顧みれば在監人の如きは概して暴戻無頼の徒にして厳重の何物たるを知らざるものなれば其社會に在る固より父兄に捨てられ、姉妹に遠ざけられ親屬故舊のことを顧みるものなし、此に於て獄在監中曾て社會にありしとき一面の識あるものには憑く書面を送りて鐵面皮にも郵税先拂を以て食物の差入を依賴し衣服を下戻して賣却し之に換ふるに書籍の差入を依賴するが如き事あり其甚しきに至りては已と不和なるものに向ひて右の如き事柄を依賴するものあり（又監視引受を依賴するものあり（監獄署に依りては郵税先拂を許可せざる處あれども）此等未納稅の通信一び達するときは受信人は取りて封皮の裏面を見れば木版を以て監獄署名の記載ありて判然官署の書類の如し故に受信人は必ず受取らざる可からざるものと信じ且つ如何なる事件の起こりしや概々察々として郵税を支拂ひ之を繙讀すれば豈計らんや是れ官署の書類には非ずして曾て已と一面の識ありし人或は既に絶交せし舊友の刑辟に觸れて服役中なる囚人又は刑事被告人の書面ならんとは喫驚憤慨書信を裂き之に唾して地に擲つものあり若し果して初より在監人何某の封ぜしことを知らば未納稅を理由として返却せんのみ又完納稅なるときは郵便條例第五十四條第一項に完納稅郵便物宛名の家に於ては配達を拒む可からずとあるを以て一旦之を受取り開封せずして更に封皮の上差出人に返却するも可なり然るに公然官署の名記載あるに於ては之を受取り婦女の如き開封の上心ならずも勉めて一二回之が差入を爲し或は監視引受等を爲すとありて迷惑を蒙ること屢ありと云ふ論者或は云はん然らば郵税先拂を廢止せば可ならんと曰ふ然れども在監人に先拂の通信を許さゞるときは之が爲めに被告人は大なる不利益を蒙ることあり何となれば自宅には數百金の貯へあるも突然逮捕せられたるときは於て受取らずして返戻となりたるときは本人の物品を賣却したる上は爲めに被告人の權利を損傷する場合なきにあらず依て之を廢止するは不可なり而して此の弊害は未納稅の時のみに限らず完納稅のときにもあり彼の未納稅の爲め數錢の損害を受信人に與ふるは未だ以て弊害の大なるものと云ふを得ずと雖も他に受信者の名譽を毀損するは實に弊害の大なるものと云はざるを得ず故に獄吏は斷然封皮には在監人の姓名を明記せんことを望むするものなり故に單に何監獄署とのみ記載せずして何監獄在監人何某と明記するを以て最も緊當なりと思考す質疑者此の解答に滿足するや否や

雜　報

●看守の月俸支給方に就て

豫備又は後備の軍籍に在る者にして看守奉職中召集せられたる者に對する月俸支給方に付往々實際家の中に疑義を懷く者ある由につき之を講究するの必要あるべし

去る十九年内務省訓令第二十三號巡査看守俸給支給細則第五條には豫備及後備の軍籍にある者召集の節其出發の日より歸署の前日迄は俸給を支給せずとの明文ありしも其規定は左の回答に依り消滅に歸したることを知るに足る

警保局長より鹿兒島縣へ回答　三十年十一月廿七日
警甲第四十一號

本年九月十七日付四第一三四二〇號を以て巡査看守俸給支給細則の義に付御問合の趣了承右第一條第六條は改正俸給令に依り消滅すべきものにあらず其他の事項は俸給令の施行と共に消滅すべきものと存候

依是觀之は俸給支給細則第五條は改正俸給令の施行と共に消滅すべきものなると明かなり而して其消滅に屬する理由は俸給令第七條に病氣の爲執務せざると六十日を踰ゆる者及私事の故障に依り執務せざると二十日を踰ゆる者は日割を以て月俸の半額を減ずる但公務の爲傷痍を受け若は疾病に罹り又は服忌を受くる者は此限にあらずと規定したるを以て其外の場合に於ては總て俸給全額を支給する精神なれば之に抵觸する從前の規定は自然消滅に屬すと云ふに在り既に俸給支給細則第五條の規定は消滅すべきものとせば豫備後備の軍籍にある者召集中の俸給は其全額を支給すべきものと其筋に於て決定せられたる由

併し改正俸給令第七條に依り俸給支給細則第四條は無論消滅すべしと雖も其第五條に於ける豫備後備の軍籍に在る者召集中の規定は更に抵觸する所なきを以て今尚存在し從て召集中の者には俸給を支給すべきものにあらずとの說を唱ふる者あり又以上兩說の外に俸給支給細則第六條の明文に從ひ明治廿四年七月勅令第百六十二號に依り文官に準して支給すべしと云ふ者あり之れは至極穩當の支給方なりと雖も曾て俸給支給細則第五條の明文ありしを以て實際今日迄之を適用せず若し同第五條の消滅したるに依り之を適用せんと欲すと謂はゞ其消滅の理由に副はざるを以て到底此說は行はれず要するに現行の規則上に於ては前段に揭げたる當局者の解釋が至當なるべし

●在監人に宛てたる小包郵便物收受の義に就て

在監人に宛てたる小包郵便物接受の義に就ては從來各地方取扱を一定せず甲は宛名氏名の者にして在監するときは包中の物品何たるを問はず監獄署に於て之を接受し來れるものと乙は封中の何物たるを問はず之を收受せず配達の郵便局に返却する向之れあり

矯正図書館

既に先年遞信省より其筋へ向て照復せられたること之れあるも內務主管局の意見にては包中の物品何たるやは之を知悉する能はざる而已ならず差出人は果して何が爲めに發送したるや素より監獄署は之を知るに由なきを以て總て差出人に返却相成度旨趣の回答せられたること之れありしやに傳聞せしこともあり故を以て各地方の取扱區々に出で一定せざりしより昨年の典獄召集會に於ても此問題を提出せられたる地方ありたる位にして要するに在監人に宛てたる信書は其監獄署に配達すべしとの規定は既に郵便條例に之を明記せられありと雖も小包郵便物は單純の信書にあらざるを以て該法文に依るべからざるの嫌あるのみならず全然差入品として取扱ふべからざるが如きものなきにあらざるを以て今日に至る迄未定の問題にてありしなり然れども通信機關の完備せる今日地方に依り其取扱の一定せざるは一の缺點なるのみならず配達上不便不勘辨を以て本件に關し先頃遞信省より其筋に向て照會せられたる結果として審議の末、省議を一定し此旨に至り左の意味の通牒を一般に發せられたりと云ふ

前略在監人に宛てたる小句郵便物にして宛名人の現に在監するときは總て監獄署に於て之を收受し本人の承諾を經て之を開封し監獄則の規定に抵觸せざる物件なるときは一旦領置の上之れが差入を許可し其許可すべからざる應禁物なるときは其儘引續き領置し置くべきことに決定せり云々

而して本文の小包郵便物の內には書籍書類に關する小包郵便物に就ても本文同樣取扱はるべきこと勿論の筈なりと云ふ左れば依是以て從來の疑問は氷解せられ取扱上の區々を歸一せられたるものなりと信ずるも然れども余輩の本通牒に對する卑見は本人の承諾を經て開封する云々に至ては果して何が爲めに本人の承諾を經るを要するやは或は贅辭たるなきや何となれば既に書信に於てすら專ら典獄の職權に委ねられたるを以て見るも小包郵便物は之を差入として監獄署に於て之を接受する以上は差入品の撿査と同樣典獄に於て之を開披し後本人に告知すべきは格別、開封に當て本人の承諾を要するの理あらざるべしと信ずるに其筋の意見は差入品の許否權は典獄に在るも在監人に宛てたる書信の外開披撿閱權は監獄則に於て典獄に委任せられたりと看做すべき條文之れなきを以ての故なるべしと云ふ果して如何

●傳染病豫防救治に從事したる監獄官吏に手當金支給の件に就て

明治二十八年六月勅令第百七十一號を以て傳染病流行の際豫防救治に從事すべき職務に在る者は現時の俸給の三分の一以內の手當金支給の件を定められ而して其の但書を以て地方の收入より俸給を受くる官吏に在つては其地方の負擔とすと定められたるに就ては監獄內の傳染病豫防救治に從事したる吏員即ち看守監獄醫押丁等に給する俸給三分の一以內の手當金は當該府縣の衛生費より支給すべきか將た監獄費豫算中より給與すべきやの問題は一應當局者の間に起るべき問題にして余輩か意見を以てせは明かに勅令を以て規定せられたるものなるを以て殊に何れの地方に於ても衛生費中に類似の費目を豫算しあるを以て傳染病豫防費の內を以て支給すべきを當然なるか如しと思惟すと云ふと雖も其筋の解釋なりと云ふを聞くに大に之に反對し避病院若くは監獄等特別に一區劃を爲したる官署內の衛生百般の事務は之を公衆衛生（廣義の）と看做す可らざるを以て各其官廳所屬の經費を以て支給すべきを當然とすとの解釋にして監獄內の傳染病豫防救治に從事すべき職務に在るものは監獄費を以て支給すべき筈なるやの由果して然りとせば從來府縣監獄費の內に是等の費目を設置せる向殆んど絕無なりと思考せらるゝを以て今後は可成監獄費豫算中に月手當等の節を設け多少此類の手當金支給の道を開き置かれんこと當局者の注意の存する所なるべしと或る當局者は語れり然らざれば即ち折角本勅令を以て規定せられたる精神に副はざることなり當事者の不幸も又大なるものあらんとす當局者幸に留意を請ふ

●看守給與品及貸與品規則の實施に就て

明治二十九年勅令第三百六十七號看守給與品及貸與品規則は其後巡査給與品幷貸與品の發布に依り彼是比較對照し來れば二三の點に於て巡査看守の間に權衡を得ざるの嫌あるより未だ本令實施期に至らざる今日に當り本則の改正を希望せらるゝ向多々之れあるやの趣にして而して改正を望まるゝ主要の點は巡査に在ては長短靴は代料渡の道を開かれたるに看守は現品給與と限られたるより彼の北海道其他の如き

監獄雑誌　第9巻 第2号
矯正図書館

外役に從事する看守は穿鞋を許され居るより現品給與の必要なきのみならず其作業の設けなき地方に在ては各人各個に恰當する現品購入等の困難あるを以て巡査同樣代料渡の取除法を設けられたしと云ふにあり其他保存期限の如きも看守と巡査の間に甚だしき不權衡あるを以て可成之を同一にせられたしと云ふにあるが如し而して其筋に於ても多少之れが改正の必要を認めらるゝ廉之れなきにあらざるが如く余輩も亦た監獄の爲め此改正を望むの情切なりと云ふと雖も今日未だ本則を實施するに至らずして之れが改正を當局者に逼るが如きは聊か早計に失するなきやを疑ふ何となれば前揭當局者の改正希望は一應道理あるが如しと雖も監獄は素と紀律の嚴にして給貸與品の整齊一定を要するは大は以て職務上の威嚴に關すること寧ろ巡査に優るものあり只或場合に限り穿鞋を許されたるは實に異例にして異例は可成嚴解せざるべからざるが如く一般に擴むべからざるは勿論にして從前に在ても現品給與の地方の看守にして穿鞋の者は總て自辨を以てせるに依て見るも本則として代料渡の取除法は果して如何あるべきや、亦た各個人に恰當する現品購入上に不便困難ありと云ふ理由の如きは謂れなき口實に過ぎずして極端に失するものと云ふべし何となれば從來現品支給の地方に在ても恐らくは全員悉く個人の寸法を採り調製し來りしものにあらざるべく概して彼の足袋の如く大小の文數に依て調製支給し差支へなかりしに依て見るも恰當の現品購入の困難なりとの理由の如きは爾かく速かに改正を必要とするの根據とするに足らざるが如し其他給與品の不均一は保存期限の變更を其筋に稟申認可を得ば以て其不足を補ふに足るべきものなり要するは看守給與品幷貸與品規則は或點に於て多少の缺點なきにあらざるが如しと雖も未だ實施以前の今日之れが改正を促がすが如きは熟考を要すべき點なるべしと信ず故に其筋に於ても本則の改正は姑らく實施後の他日の實驗に讓ることゝせらるゝやの意向なるやに漏れ聞けり

●改正服制中看守夏服の袖章に就て

明治二十九年勅令第三百六十六號典獄以下監獄官吏服制の圖式中看守の夏服袖章は別に夏服は云々との明示なきより白線を付せざるやの疑ひあり且看守部長の徽章は何を以て識別するやの疑ひなき能はざるが如し然れども其筋の意向なりと云ふを聞くに夏服は冬服同樣看守は白線一條看守部長は同二條とし白線は必らしも白絨を要せず白色の毛線若くは平眞田にて品質適宜差支なかるべしとの由調製準備當局者の參考まで聞くがまゝを斯くは物しぬ

●囚人及刑事被告人押送規則

法令の改廢は常に當局者の執務上に尠からざる變動を來し種々の抵捂誤解を招き易きものなるを以て一言一句苟もすべからざるは素より將に然るべしと雖も當務者たるもの亦た宜しく新なる思想を以て之が解釋を試み改廢の旨趣の存する所を肘度服膺せらるべきと亦當務者の義務なり責任なりとす、近日發布せられたる囚人及刑事被告人押送規則並に之に附屬する押送細則等は從來の不完全なる囚人護送手續を改正せられたるものにして余輩の聞く所に依れば改正押送規則は其筋に於て充分なる審議を盡され舊則の不完全を補はれたる個條實に二三に止まらずして近日の監獄法令中先以て完備を期せられたるものなりと云へば或は從來の取扱振に比し多少の繁難なる手數を要するは素より免るべからざる數と云べし左れば本則の發布に引續き省令を以て押送細則を定められ尙同時續々通牒を發せられたるあり當局者の注意は殆んど餘す所なきが如し、然るも本則は獨り監獄當局者に留まらず警察に關聯すべきこと多きを以て一朝本則の勵行歸一を見る或は難きものありと雖も其初めに當て之を勵行するの難きは寧ろ他日積弊の生したる日に至り之を矯正するの難きより易きはなし監獄の當局者たるもの宜しく之れが勵行の任に膺り苟も他の本則に依らざるものありとせば容赦なく之を指摘し本則の精神を貫徹せんことに勉められんことを敢て希望す聞く所に依れば警察本分署に於ては從來種々の異例行はれたる地方なきにあらずと云ふを以ての所以なり

改正囚人及刑事被告人押送規則は其第一條に於て警察邏傳を以て原則とし直送は實に其變例たり變例は可成之を制限する素より可なりと雖も苟も押送を要する原因にして自己官廳の便宜利益に關する押送例へば控訴裁判確定後の囚人の送還或は自己の官廳の費用に立つべき囚人の送還を便宜請求したる等の場合に於ては押送官吏の旅費幷に被押送者の途中費用は總て其請求地方の負擔たるべきことは第五條第一

矯正図書館

項但書は明に之れを規定せられたり然るに控訴裁判確定後の囚人を警察巡傳に依り送還方請求せらるゝ向之れあるは或は其費用支辨方に付き誤解なきやを疑はざるを得ず何となれば是等は從前の通り直送の變例に依るの優るに如かざるに之れを警察巡傳にて送還を請ふが如きは或は本則誤解にあらざるなきか加之ならず本則發布の精神は第一條一項但書に明文あるが如く明治二十三年十月内務省令第五號二項の規定とは矛盾すべきものにあらざるは勿論省令第五號は依然効力を有し控訴因送還は鐵車鐵船の便ある地方に限り、交通不便にして途中數日を要する地方の如きは可成送還の請求に應せしめざること從前と敢て異なるなしと云ふ當局者の參考の爲め玆に一言せり

●假出獄監視假免副申書は廢止せられたり

兼て風說ありたる從來假出獄、監視假免の上申書に對し府縣長官より副申書を添付すべき例にてありしも右は繁文省略の爲め監督官廳經由の証として府縣知事捺印の上直に進達相成可然事とし副申書を要せざる旨一般に通牒せられたりと云ふ

●監獄茶話會の概況に就て

本誌前號の誌上に於て豫報せし監獄茶話會は小河監獄事務官其他の發起にて愈々去る一月廿九日（土曜日）午後二時より東京神田美土代町青年會館に於て其第一回を開設せられたり而して本會に列席者は小河監獄事務官を始め長屋東京集治監、矢部、綾部、警視廳、若山神奈川縣各典獄幷原胤昭氏、留岡幸助氏、山本德尙氏及監獄局僚全員、東京集治監各課長及課員、假治橋、巢鴨、市ヶ谷各監獄署各課長及課員幷以上監獄署看守等無量百數十名にして當日は發會の事とて第一席小河監獄事務官が監獄茶話會發起の主旨を演述し幷諸君の贊成を得て今後引續開會したき希望を陳へられ第二席留岡幸助氏は條件附裁判制度の必要幷刑の執行猶豫の義に就き氏の親しく米國に於て研究調査せられたる有益なる實驗話を講述せられ、第三席小河監獄事務官は改正刑法草案に就き監獄當局者は充分の研究調査を遂け行刑上に關する監獄當局者の意見希望を改正刑法審査委員に提出し圓滿完美なる刑法の改正を期するは此時機なるを以て諸君は改正刑法草案を熱讀研究を遂け意見を提出せられたき主旨を述べ二三の點に付き草案の非點を擧けられたり、第四席山本德尙氏（氏は三好退藏氏の感化學校事業に協力從事せらる）幼年犯罪者の年々增加する調査統計を擧け感化學校若くは貧民學校設立の必要を說き、第五席原胤昭氏は氏か專心從事せらるゝ出獄人保護上の實驗に就き出獄人にして久しく監獄の紀律に養成せられたる結果としての弱點三個を擧げ監獄當局者の注意を喚起せられたり而して其演舌の大意は本誌別欄に揭載し置きたれば一讀せらるべき價値ありと信ず付言本會は列席諸君の贊成に依り今後每月若しく隔月に開催するとし追て時日及場所を通知せらるゝこととなり午後五時頃閉會せられたり當日會せし者へは其名稱の如く茶菓密柑を列席諸君に供せられ實務家幷監獄改良家諸君には頗る有益趣味ある會合にてありしなり終りに當日の席場其他原氏の斡旋勞多かりしを余輩は玆に謹謝す

●監獄局長の交迭

内閣交迭の結果なるや否やは余輩玆に明言するを得ずと雖も内務大臣次官の交迭は遂に縣治局長及警保局長兼監獄局長寺原長輝氏の依願免官となり後任警保局長牧朴眞氏監獄局長心得として就任せられたり寺原氏の其局長を失ふありと雖も後任牧氏は非常の敏腕家として警察監獄に向て大々的熱心せらるゝとの事なれは余輩は玆に良局長を得たるを喜ぶと同時に氏が監獄に關する方針は他日聞込み次第本誌を以て讀者諸君に紹介するの期あるべしと信ず氏幸に自重し以て斯道の爲め盡瘁せられんことを望む而して氏は警保局長勅任か本官にして奏任高等官の資格を備へられざる趣にて心得の止むなきに出づると傳云

●新舊局長の送迎會

内務省警保局、監獄局各課長の發起にて寺原前局長を送り兼て牧新局長を迎ふる爲め新舊局長の送迎會を本月三日神田區錦輝館に於て開催せられたり會する者無量八十餘有名にして兩局長の外内務省高等官並に當時出京中の數府縣警部長東京集治監警視廳神奈川縣各典獄兩局僚全員集治監、警視廳監獄職員各十餘名等にして席上發起人の送迎の演說並に新舊局長の挨拶的各一場の演說ありたりと云ふ

●議會解散に伴ふ三十一年度追加豫算提出の說に就て

監獄雜誌　第9巻 第2号
矯正図書館

客臘衆議院の解散に依り明治三十一年度に於ける監獄關係豫算上に大蹉跌を來せしとは余輩本誌前號の雜報に之を掲げ予輩の希望の一班を掲記したり然れども此頃聞く所に依れば來る五月に於て召集せらるべき帝國議會に向て明治三十一年度の追加豫算として監獄局設置に伴ふ經費及び改正巡査看守（國庫費支辨）俸給令の實施に要する增加金額幷改正服制實施に關する增加經費をも提出せらるゝ由にて既に調査の上大藏省に回送せられたりと云ふ左もあるべきことにこそ

●富山縣監獄署員の獄務研究會

富山縣監獄署員の獄務研究會に就ては豫て同地諸新聞紙上の記事に依ても予輩大に感賞し益々精奮あらんことを屬望せしに今又同會員に就き近況を聞くに該會は二十九年中より看守長書記看守以下署員總て會員となり看守長田村英吉氏を會頭とし實務に關する事項並に法規の疑問に渉るものを闘究し且つ學術研究としては曩に同縣參事官たりし法學士清野長太郎氏に刑法及刑事訴訟法典獄木名瀬禮助氏に監獄學及憲法等の講話を囑托し來りし處清野氏轉任以來後任參事官法學士松田啓太郎氏に刑法刑事訴證法等の講師を屬托し毎月第二第三土曜日午後開會し來たれり而して尚又舊臘より外國語學研究の一項を加ふることゝなし同地商業學校長神山和雄氏に英語教師を囑托し爾來語學は毎週二回看守教習所に於て研究することゝなり且つ會員は悉く弊會出版の英語必携を求め彼是研究の便に供せしを以て頗る好方便を得たりと云ふ因に記す諸講師は何れも劇務の傍ら無報酬にて囑托に應じ毎會出席せらるゝを以て會員も固より奮勵し劇職の餘暇斯道研究に熱心せりと尚ほ同職員特に看守長看守は毎週四日の擊劍柔術警古もありて斯術も能く嗜み且つ署員一同悉く大日本武德會員ならざるはなしと云ふ

●典獄の巡視報告

曾て其筋より指示せられたる獄務概則には左の如き箇條ある由

一　廳府縣典獄は時々所轄各監獄支署を巡視すべし
　集治監典獄の其分監に於ける亦同じ
二　典獄は便宜其廳府縣内の警察署留置場を巡視するを要す
三　典獄は前二條の巡視を爲したるときは其狀況を具し意見を附し所屬長官に報告し所屬長官は其概況を内務大臣に報告すへし

然るに典獄に於て監獄支署若くは警察署留置場を巡視せし報告の其筋に達するものは至て少き由然らは其報告なき地方に於ては監獄支署若くは警察署留置場を巡視せざるものか將た之を巡視するも其報告を怠るものかと疑ふものありと云ふ

●三池集治監看守の貯金

監員某報

勤儉貯蓄は不慮の災厄に處する準備にして不慮の災厄は人生間決して免る可からざるものなることを想起するときは其必要なるは無論のことゝ云ふより外なきもまて之れが實行に付ては誠に難事にして容易に由來得べきことにあらす然れども出來得べからずと云ふは必意未だ貯蓄の思念薄弱なるものにして言はゝ我儘より出でしものなり去れば其我儘を制せずんば到底貯蓄は出來ざるなり殊に薄少の給料を以て一家數口の衣食に供しつゝあるものは一朝不時の出來事に遭遇するときは忽ち困難なる境遇に陷いることあるは世間往々實例あることにして元と是れ譯めも變に備ふるの注意なきに基因するものなれば無事息災の日に於て勤儉以て貯蓄をなし不時の用に備へ置かざる可らずとの主旨を以て管井典獄は部下を奬勵し貯金規約なるものを設けしめ毎月俸の百分の五以上を各自の名義にて遞信省貯金管理所へ預入るゝことゝなしたるは實に明治廿七年五月なりしが其後取扱上の便宜を謀り一昨年十二月各自の名義にして三池貯金銀行へ預け換へなしたるも最初より既に四星霜此間毫も間違ひを生せす又た緩慢に流れす最も正確に永續し來りしが今日に至ては單に着守のみにて現員貳百四十五名に對する預入總金額三千百六拾四圓餘の高額となれり尤も轉任解任等の爲め本監を去るときは其者の預入分は直に其本人に下戻し猶ほ冠婚葬祭其他實際止むを得ざる入費を要するものあるときは其請求に依り貯金高の幾分を拂戻すことを得る規約なるを以て是等の爲め既に拂戻したる總金高は二千七十六圓餘あり之を合算すれば貯金の初めより以來本年一月末にて五千二百四十圓餘の高額に昇れり而して現今貯金高の最も多き者は五十圓乃至六十圓餘を有せり是れ格言に所謂涓滴遂に大海をなせしものにして勤儉貯蓄の効や實に著しきものと云ふべし當に是れのみならず一方に於ては贅出花費自ら顧みざるが如き惡風を矯正し漸次其素行を嶄正ならしむるに至れり然り而して昨年以來諸物價の騰貴は非常なるものにして薄少の給料を以て生計を營み居るものは何處も同じく困難を極め居ることなるが當監に於ては曩に俸給例の改正に依り各自多少の增給を得しと平生の貯蓄ありしとに依り大に仕合な得比較的困難を感ずるもの鮮少なり今日に於ては一同管井典獄の賜物なりと悦び益々進んで出來得る限りは諸事節約を加へ勤儉貯蓄をなさゝる可らずと言合へりと實に美風と云ふべし

矯正図書館

譯

●ジューケーン氏行刑學

ジューケーン氏の行刑學に序す

留岡幸助

余曾て英國の監獄學者ジューケーン氏著「行刑學」の名譽を聞く久矣、昨夏ウイリアム タラック氏の起稿にかゝる「リオルド」監獄協會の年報書を閱讀する折柄英國現今の監獄局長ラッグルスブライス氏出獄人保護に關する一大論文を佛京巴里万國監獄大會議に於て朗讀せりと云ふを聞き、直ちに一書を裁してラッグルスブライス氏に送り其論文を求めたりき、爾來月を閱すること三ヶ月にしてラッグルスブライス氏より二部の年報書と一部の書籍到來す、而してその書籍とは即ち余の今玆に序せんとするジューケーン氏の行刑學是なり、余この書を閱讀して益せしこと少からず、適々友人松尾音次郎君之を譯せんことを諾されたれば爾後氏の健筆によりて此書を同攻の士に紹介せんとす、

著者ジューケーン氏は英國前監獄局長にして其名聲歐米の監獄界に高し、この書の眞價如何に至りては余の言を俟たずして讀者諸君は讀下の際自ら明かなるに至らん一言を附して序となす、

◎「ジューケーン」行刑學（第一回）

霽月堂主人　松尾音次郎

犯罪と刑罰

犯罪と人身の病氣とは。善く相似たる所あり。而して一を鎭制するの方法は。他を鎭制するの法と。其主義に於て同一なり。犯罪の鎭制に對して最有効なる方法は。其根元を社會の狀態中に有し。且社會が由て以て保持せらるゝ所以の道義的制裁の皆無。若しくは虛弱なるの邊に有する諸原因を除くにあり。然りと雖ども。若し此方法にして効を奏せざる場合。若しくは種々の事情によりて之れが適用を略せざるを得ざる場合に於ては。吾人は社會保護の爲めに。更に他の有力なる犯罪治療法を執らざるべからず。英國に於て久しく承認せられたる主義に從へは。此等の方法は。適當なる事情の下に。恰好なる比例を以て適用せられたる。刑罰と改善。此二要素の結合を土臺として立てられしものならざる可からず。刑罰的要素の目的は其刑に處せらるゝ當人に於ける効果の爲めよりも。更に他の彼に效ふて犯罪に到らんとする者共を警戒するにあり。或異邦の一判官が。犯罪者に刑を宣告せんとして告げたりと云ふ語を聞くに「汝は絞罪に處せらるべし。是れ汝が馬を盜みたりとの故のみにあらず。他の汝に效つて將に馬を盜まんとする者を警戒せんが爲めなり」と。此問題に就ては。千八百七十三年發行の己決監典獄報告書中に。左の觀察を登載せるあり。曰く。

「犯罪に到らしめざる爲めの豫防と。既に犯罪せる者を改善する爲めの設備とが。既に全く遺憾なく整置せられたる場合に於ても。尙此等が其感化力を及ぼすに由なき一階級の人間在て存すべし。而して此種の階級に對しては。其當人等に與ふる効果に多きを望まず。只嚴正の主義を實行するが爲めに。而して他の彼等に效はんとする者共を警戒する爲めに。斷じて適法の處遇をなさゞるべからず。夫れ此種に屬する人間は。或意味に於ては精神的作用の不十分なる者なり。博士「ニコルソン」氏が。心理學雜誌上に載せたる論文中に。此種犯罪者の心的特質を指摘して。若干の囚人が再三犯罪を重ぬるの事實は。監獄組織の不完全なるを示すの証據にあらず。余が思考する所を直言せば。若し不治生得の犯罪者を處罰するによつて。他の彼に效はんとする者共を警戒するを得ば。是れ既に刑罰の目的を達したるものなり。而して吾人が明白に凡ての犯罪者は再犯以上なり。一人の初犯者なしてふ結果に達したらん時は。これぞ吾人が犯罪に對して全滅を告げしむるの正路に立つものなれとの思想を表白したり

……而して既往を反省すてふ性質は。概して犯罪者に薄弱なりとは確かなる事實なり。彼等の多數は。社會的。又道義的活物としての己が位置を辨ふる事をせず。又其眞利益をも悟る事をせず。否な。其或者に到つては。恐く爲ざるにあらず。能はざるならん。而して彼等の行ふ所は。只彼等が見て以て眼前瞬間の利便とするものに驅役去らるゝなり。之を換言せば。彼等は自己の實驗すらも自己を敎戒する能はざる程の癡愚者たるなり。彼等が過去の苦辛は。彼等が未來の指針となつて彼等を利せざるなり。此る種類の人間が有する自

然的犯罪の傾向に就ては別問題として。彼等が必定懲りざる可からざる程の處罰を受けながらも。尙ほこりずまに頻々。獄内又は獄外に於て犯罪する所以のものは。是れ彼等が嘗て身に受けし所の苦痛に對して。奇体にも無感覺なるの到す所か。但しは刑罰によつて感せしめられたる心印が。既に殆んど壞滅して。彼等が再犯せんとするの場合に。彼等を警戒する能はざるによらずんばあらず。言ひ更ふれば。記憶力が彼等の爲めに苦痛てふ事を記憶せざるによるか。但しは幾分か記憶するにもせよ。激情。其他の犯罪原因となるものに相對する時は。茫然として何んの勢力をもあらはす能はざるによらずんばあらず。教授「ベーン」氏は。再三犯罪を重ぬる事に關して。行爲の實際的と理想的動機の平衡を論究して曰く「犯罪者に有勝ちなる。善惡何れに對しても。其を記憶するの能力に乏しき事と。已が所行の愚なる所以を分折了知するに遲鈍なる事とは。彼等が自然的に有する欠點中にて治すべからざるの最大欠點なり」と。「善惡何れに對しても。其を記憶する能力に乏し」てふ定法は。罪囚の惡業の多分を說明するに足る錢案たるなり。此定法中の中には。反省力の乏しき事を含み。德操を持するに弱き事を含み。又道義上の墮落に傾き易き事を表せり。而して此の如き基礎の上に。强硬なる意志の活動を見んとするも得べからざるや明けし。されば其結果として平々凡々たる通常の愛情すらも。熟慮てふ調和力の伴はざるより。意志の御し能はざる非常の激情より犯すと。同樣の沒理的所行を演出するなり云々」と。

犯罪者を全体とし觀ての。或精巧なる觀察家の言に曰く。「凡そ囚人の精神的。及び肉体的の組織は。他の良民社會のよりは平均上相劣れり。これ余が公言して敢へて憚らざる所。而して女囚徒に到つて其相違點や〳〵低度なりとす」と。さて大体より云へば成程上陳の如しと雖ども。亦彼等の中には。往々大智功。大怜悧の能力を具備するものあるを容るさゞる可からず。只惜むらくは。折角の此能力も。道義觀念制裁に伴はれざるよりして。適々以て犯罪の好方便となるぞ是非なけれ。併し此に不幸中の幸とも謂つべきは。彼等の特質なる怠惰。不信。輕卒等の如き道德的缺點のあるが爲めに。彼の諸能力をして十分一致結合せしめ。以て十分罪業を犯すの用に供する能はず。結局社會の仕合せと爲ることこれなり。且又。有力銳智の犯罪者にして。今企畫を成就せんが爲めに。他の己れより劣等なる男女子の助けを求むる事あり。而して時々自己の身代りとして彼等を其苦痛に渡するありとの觀察は十分根據あるものとす。意志の弱きもの。狂氣者。癲癇者は。特に放火犯及び獸慾の專橫を示すなる强姦罪等を犯すを常とす。

さて以上二種の犯罪人は（有力銳智なる犯罪者と。狂病的の犯罪者）何れも許すべからざるの難物なり。一は巧みに發覺を晦ます程の能力を以てなす〳〵犯罪に進み。他は能力の不足薄弱なるより犯罪に陷るなり。かゝる不治の犯罪人を處遇するには。他の治療し得べき犯罪人を處遇するの法とは。自ら異なるものを以てせざるべからず。

年齡と犯罪との關係は。十分の注意を加ふべきものなり。千八百七十三年調製の已決囚統計表を見るに。左の如き事實を示せり。即ち十五歲以上の一般人口の年齡は左の割合なるに。

一般人口表

年齡		自十五歲至二十四歲	自二十五歲至三十四歲	自三十五歲至四十四歲	自四十五歲至五十四歲	自五十五歲至六十四歲	六十五歲以上
男子	百分ノ	二九、三	二二、九	一七、七	一三、九	九、二	七、〇
女子	百分ノ	二八、四	二三、二	一七、七	一三、七	九、三	七、七

既決囚人の年齡割合は左の如し

罪囚人口表

年齡		自十五歲至二十四歲	自二十五歲至三十四歲	自三十五歲至四十四歲	自四十五歲至五十四歲	自五十五歲至六十四歲	六十五歲以上
男子	百分ノ	二、七二	三九、七	一九、二	八、五	三、八	一、六
女子	百分ノ	一五、四	四一、七	二三、八	一二、七	五、三	一、〇

以上の表中特に注意すべきは。二十五歳より三十四歳までが。最多く罪人を出すの年齢なる點なり。故に此年限を名づけて犯罪年齢と云ふ。且今一つの注意すべきは。女子の犯罪を初むる事が男子よりも晩くして。其犯罪を終る事も亦男子より晩き點なり。此等の觀察の確實なる事は。本年調製の同種統計表によりてなす〳〵明白となれり。而して地方監獄の罪囚に就ても。亦略同樣の結果を得たり。曰く。二十歳より三十歳までの犯罪者が其最多數を占むと。既に年齢三十四歳に達したる以後は。漸次大いに犯罪の度を減ずるの事實も。亦吾人の注意すべきものなりとす。思ふに此事實に對するの理由は。若干の人間には。道義的感覺の發動する事。他の通常人よりも晩きによるか。但しは或年齢に達したる以後は。危險。激動に滿てる犯罪的生活よりは。寧ろ沈靜安逸なる生活を人の好むに由るがの二途にあるべし。斯る理由なるが故に。若し或種の人物に對して。四十歳の齢を經過するまでは。彼等を監禁。若しくは監視して。以て明白に彼等が欠乏せる自治克己の能力を補給するに於ては。犯罪の大多量は發するに由なくして終らんとの推論は。確認するに餘あるべし。

如何となれば。發覺して處罰せらるゝ犯罪數よりは遙かに超過する所の不發覺的犯罪は。凡て此種の人間によりて犯さるればなり。而して此年齢だに經過せば。彼等の多數れ。尊敬すべき社會の一員として立つに足るものなればなり。

此に又注意すべき事は。男女間に存する重犯罪の比例は九と一とにして大いに男子の女子に增るものあるに。輕犯罪に到つては。男四に對する女一の割合なる點なり。是れ其理由如何となれば。概して女子の職業は。刑法の裁斷を待たざる程の不道德に導くもの少なく。隨つて彼等を重惡なる犯罪に陷るの機會。男子より少なければなり。

以上の所論を略言せば。改過遷善的の感化力は。精神の形体未だ定らず。其品性の未だ發達せざる若年犯罪者を處遇する上に効力あるべし。年齢既にすゝみ。精神既に固まりたる者に對しては。犯罪の流傳を防遏するの目的を以て。刑罰的の要素を第一着に置くべし。而して社會を此種の惡人より保護するの道は。彼等をして彼等が打克ち能はざる所の誘惑物より離隔せしめ。以て他の鑑戒とならしむるにあり。

キャップ Cap	帽子	フィールド Field.	野
ハット Hat	帽子（縁アル）	ウードマン Wood-man.	樵夫
シャート Shirt	シヤツ	ファーマー Farmer.	農夫
ドゥローワース Drawers	下ボン	ツリー Tree.	木
ツラウサース Trousers	ズボン	バード Bird.	鳥
カラー Collar	襟	グラス Grass.	草
ネックタイ Necktie	帶飾	フラワー Flower.	花
カッフ Cuff	衣袋口	バッターフライ Butterfly.	蝶
コート Coat	上靴	リヴァー River.	川
ストッキングス Stockings	足袋	ブルック Brook.	小流
シューズ Shoes	靴	スッリーム Stream.	
ブース Boots	長靴	フィッシ Fish.	魚
ファイン ウェザー Fine weather.	好天氣	コッテージ Cottage.	小屋
クラウディー ウェザー Cloudy weather.	曇天	チャイルド チルドレン Child (children)	小供
レーニー ウェザー Rainy weather.	雨天	ポテトー Potato.	薯
スノーヰー ウェザー Snowy weather.	雪模樣	ドック Dog.	犬
ウォーキング Walking.	散歩	キャット Cat.	猫
バイシクル Bicycle.	自轉車		
キャーリエージ Carriage.	馬車	スッリート Street.	町
ケーン Cane.	杖	テレグラフポスト Telegraph-post.	電信柱
アムブレラ Umbrella.	傘	ポストボックス Post-box.	郵便函
オーヴァーコート Over-coat.	外套	ブリッジ Bridge.	橋
		シヨップ Shop.	店
マウンテン Mountain.	山	レストーラント Restaurant.	料理場
ヒール Hill.	岡	ポリース ステーション Police station.	番所
ウーヅ Woods.	森	シアター Theater.	劇場
		エレクツリック ライト Electric light.	電燈

矯正図書館

ギャス ライト
Gass light.　瓦斯燈

シー
Sea　海
ショーア
Shore.　濱
サンド
Sand.　砂
シップ
Ship.　船
ボート
Boat.　小舟
ウェーヴ
Wave.　浪
カーム
Calm.　平靜
ストーム
Storm.　暴風

アイ アーム
I *am*.　私ハ在ル
ユー アール
You *are*.　汝ハ在ル
ヒー シー イズ
He (she) *is*.　彼(彼女)ハ在ル
ウヰ アール
We *are*.　吾々ハ在ル
ユー アール
You *are*.　汝等ハ在ル
ゼイ アール
They *are*.　彼等ハ在ル
アイ ドゥー
I do.　私ガナス
ユー ドゥー
You do.　汝ガナス
ヒー シー ダース
He (she) does.　彼(彼女)ガナス
ウヰ ドゥー
We do.　吾々ガナス
ユー ドゥー
You do.　汝等ガナス
ゼイ ドゥー
They do.　彼等ガナス
アイ ハヴ
I have.　私ハ持ツ
ユー ハヴ
You have.　汝ハ持ツ
ヒー シー ハズ
He (she) has.　彼(彼女)ハ持ツ
ウヰ ハヴ
We have.　吾々ガ持ツ
ユー ハヴ
You have.　汝等ガ持ツ
ゼイ ハヴ
They have.　彼等ガ持ツ

ザ ハット イズ ブラック
The hat is black.
帽子ガ1アル3黒ク2

ホエア イズ ザ アップル
Where is the apple?
何處ニ2アル3　林檎ガ1

ヒーア イット イズ
Here it is.
此處ニ ソレガ アル

イズ ジス テーブル ラージ
Is this table large?
アル3此　机ハ1　大ニ2

イット イズ スモール
It is small.
ソレハ1アル3小サク2

フー ハズ ザ レッター
Who has the letter?
誰ガ1モツ3　手紙ヲ2

アイ ハヴ イット
I have it.
私ガ1モツ3ソレヲ2

ヒズ ファーザー イズ シック
His father is sick.
彼ノ　父ハ1　アル　病氣ニテ2

ハー マザー ダイド
Her mother died.
彼女ノ母ガ　死セシ

ホワット イズ ザット
What is that?
何デ　アル2ソレハ1

イット イス エ リング
It is a ring.
ソレハ1アル3　指環デ2

ハヴ ユー エ リング
Have you a ring?
モツ3汝ハ1　指環ヲ2

イエース アイ ハヴ
Yes, I have.
然リ　私ハ　モツ

ハヴ ユー エ ペンシル
Have you a pencil?
モツ3汝ハ1　鉛筆ヲ2

ノー バット マイ ブラザー ハズ イット
No, but my brother has it.
否併シ私ノ　兄弟ガ1モツ3ソレヲ2

（毎月一回定期發行）

會告

監獄雑誌に掲載する監獄英語集には前號に續き英文法及英語手引等の二門に就き講述せらるべき席の處
浦法學士公務支障の爲未だ寄稿を得ず然るに是迄同講師の講述に上らざる普通一般の單語なるもの又大
に研究の必要あるを以更に他の專門講師に屬托し今回其一部の講述を乞へり爾後彼の文法手引草等と交
互掲載するに至るべし讀者乞ふ了せよ

學會編輯者 識

◉寄書規定

第一　監獄雑誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙又は美濃紙の内を
以て一行（若くは二行にて）二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし
但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし

第二　寄書は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖も一問一答如に必別紙に御認あらんと
を乞ふ

第三　表題、（地名署名）姓名（又は號）は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名（署名）姓名は
編輯部參考の爲め欄外に御認め相成たし

第四　質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるべし

第五　毎月五日前（六月に於ては一日迄）に本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲
載すべきものと御承知被下たし
質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

明治三十一年一月十五日　印刷發行

（明治二十七年二月廿六日逓信省認可）

編輯人兼印刷人　愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸　磯村貞吉
發行所　東京市四ツ谷區荒木町二十七番地　監獄學會　海沼富太郎
事務所　東京市京橋區柳町堀二丁目一番地　監獄事務所　警察本署　明教社

（本誌一部前金六錢無郵送料）

矯正図書館

菊版大本五百頁
上製金八十錢郵稅十二錢
並製金七十三錢郵稅十錢

岳洋小河滋次郎先生序
英國多羅句先生原著
露月松尾音次郎先生譯

○刑罰及犯罪豫防論 附 出獄人保護論

全壹冊

社會問題ハ今や世人の最注目となれり就中刑罰及犯罪豫防問題ハ最緊急の要物となれり大赦減刑令執行の結果としてハ層一層世人の注目する處となり出獄人保護事業ハ各地志士の設計企畫あるに至れり此種事業の參考書を要すること極て急なり時に本書ハ英國斯道の學者として又斯道の改良論者として英名萬國に雄飛する多羅句氏の近著にして實に志士の要求を滿足せしむる參考益書たり然れども本篇頗る鴻卷なるを以て適ま抄錄摘譯したるものを見るの外なく予輩大に憾みとし請ふて全篇を精譯し出版の擧をなせり惜むらくハ斯道の考究家未だ多からざるを以て僅々需用の員數に當てハ五百部を限り印刷に附し若干冊を以て諸君の清需に應せんと欲す乞ふ至急に申込あらんことを

北海　天福堂主人編

○立志美談

全壹冊

定價金三十錢
郵稅四錢

因人看讀の用に供する書籍にして未だ好良のものなきは當路諸君の常に憂とせらるゝ處予輩亦夙に之を憾とし曩に在北海の敎誨師徽峯留岡君、靑月松尾君、長陽阿部君、駿堂大塚君、濃川水崎君等の講演せられしし敎誨にして今古人の傳記其美談を編纂し以て本書を刊行せり、又、乎假名を用ひ且つ多くの細書を挿めり、因人看讀の用に適せりと信ず、素より因人のためにのみ筆を取りたるに非ざれば或は家庭に或は職工場に備へ自助立志の奬勵となして可なり、各府縣監獄署既に圖書に備へられたる向多し、又予輩先きに刊行せし敎誨叢書は目下休刊せり、該書の愛讀を申込るゝ諸彦には代るに立志美談を以てせられなば或は御需用に應ずるとあらん

東京市神田區南神保町八番地　出版元　原昭
同　京橋區出雲町一番地　警醒社書店
大賣捌　同神田區一ッ橋通町七番地　有斐閣書房